

政策パンフレット

手取りを増やす夏。

「対決より解決」で日本を動かす
国民民主党

国民民主党が実現した政策

働くすべての人の「年収の壁」を引き上げ

103万円の壁（基礎控除等）の引き上げ、1.2兆円の減税へ

ガソリン暫定税率廃止 三党合意

50年間続いたガソリン暫定税率廃止により、
家計の負担と物流費を抑え、物価高騰を抑える

大学生の年収「103万円の壁」を引き上げ

大学生にとっての年収の壁である、特定扶養控除年収要件を引き上げる

ヤングケアラー支援法成立

家庭の事情により、家事や家族の世話を日常的におこなっている子どもたちを支援

障がい児の補装具費支給制度の所得制限撤廃

障がいのある子どもたちの養育に係る経済的な負担を軽減

カスタマーハラスメント対策法成立

カスタマーハラスメントから労働者などの就業環境を守る

その他の主な実績

- 児童手当大幅拡充
- 自動車の補助金継続
- セキュリティ・クリアランス実現
- 孤独・孤立対策推進法成立

つくろう、
新しい答え。
**国民
民主党**



国民民主党 政策パンフレット

2025年7月1日発行 国民民主党 広報委員会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町
この政策パンフレットは政党の政治活動の一環として発行しています。
選挙期間中などでも自由に配布することができます。



国民民主党 代表
玉木 雄一郎

手取りを増やす夏にする。



国民民主党 幹事長
榛葉 賀津也

昨年の衆院選では「手取りを増やす」政策を国民のみなさんにご支持いただき、従来の7議席から4倍増となる28議席を与えていただきました。その結果、年収「103万円の壁」（基礎控除等）の引上げによる1.2兆円の減税、大学生にとつての「年収の壁」の103万円から150万円への引き上げ、50年以上続いたガソリンの暫定税率の廃止決定を実現できました。しかし、「年収の壁」の引き上げ幅は全く不十分。しかも、いくつも「所得制限の壁」がつくられました。ガソリン暫定税率を廃止する時期も決まっていません。政治が決断できない間にも物価高が続き、国民のみなさんの手取りは増えないままです。

国民民主党は、手取りを増やして消費を拡大し、売上を増やすことでさらなる賃上げにつなげる好循環をつくっていきます。

また、外国人に対する過度な優遇を見直し、日本人が払った税金は日本人のための政策に使います。この夏は、賃上げやインフレ、円安で増えた国の税収を減税や社会保険料の軽減、生活費の引き下げで国民のみなさんに還元し、「手取りを増やす夏」にしていかなければなりません。まじめに働けば、給料が上がる。

そんな社会の実現のために、国民民主党に力を貸してください。

国民民主党 代表
玉木雄一郎

みんなの手取りを増やす

年収の壁対策↑

家計支援↑

減税↓

社会保険料の軽減↓

で、

所得税・

住民税減税

- 基礎控除等を所得に関係なく123→178万円に引上げ
- 年少扶養控除復活



消費税減税

- 実質賃金が持続的にプラスになるまで一律5%インボイス廃止



ガソリン代値下げ

- 暫定税率廃止(25.1円/リットル)
- 二重課税廃止(約6円/リットル)によるガソリン減税



電気代値下げ

- 再エネ賦課金徴収停止
- 厳格な安全基準を満たした原子力発電所の稼働、リブレース・新增設推進



現役世代の社会保険料軽減

- 年齢ではなく負担能力に応じた窓口負担(後期高齢者医療における原則2割負担、外来特例の見直し)
- 公的医療保険の給付範囲見直し
- 後期高齢者医療制度への公費投入増
- 「教育国債」発行による社会保険料に上乘せされるこども子育て支援金の廃止



就職氷河期世代への伴走支援

- 年金の最低保障機能強化
- 年金遡及納付
- 親世代の介護問題支援
- 資産形成を支援する「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の特例検討
- 求職者ペーシックインカム制度(仮称)の構築
- 公務員等への正規就労確保



日本の「食料」「土地」「海」「情報」を守る

- 食料安全保障基礎支払(10aあたり15,000円+政策加算)による農家の手取り確保
- 米価の安定、食料の安定確保
- 外国人土地取引規制
- 領海・国境・離島対策
- スパイ活動防止対策



国民民主党を

応援するって何するの？
シェアで 口コミで ポスティングで
イネ!で 街頭で

応援してください!

公式マスコットキャラクター
こくみんうさぎ



こくみんうさぎからの
願いはコチラ





国民民主党の政策4本柱 4 MAIN POLICIES

1 給料・年金が上がる経済を実現

①消費・投資の拡大で持続的な賃上げを実現する『令和の所得倍增計画』

- 消費と投資を拡大する積極的な経済政策で、2035年名目GDP1000兆円を実現する。達成時には、税収120兆円（増税なき税収増）になり、債務残高の対GDP比率も大幅に改善。国の懐より国民の懐を豊かにする
- 「消費」拡大：減税、社会保険料の軽減、物価高対策により消費を喚起
- 「投資」拡大：半導体・蓄電池・AI・Web3.0等成長分野への投資減税、暗号資産への申告分離課税導入（最大55%→20%に減税）
- 「賃金」倍増：介護職員、看護師、保育士等の給料、10年で倍増

②年金が上がる経済

- 年金額に連動する賃上げに全力（給料が上がれば年金も上がる）
- 最低保障機能強化で就職氷河期世代以降も安心の年金制度
- 第3号被保険者制度見直し、年金保険料給付期間延長による、年金の抜本改革



2 自分の国は自分で守る

①主権を守りぬく

- 防衛施設周辺以外も対象とした「外国土地取得規制法」の制定、領海・国境・離島対策、スパイ活動防止対策強化

②国際情勢への対応を強化

- 外国人旅行者への消費税免税制度の見直し、入国税（観光税）の課税拡大
- 米関税対策として自動車需要を喚起するための環境性能割の廃止を含む税制改革、線路・空路・航路・道路（高速道路定額制等）を含めた全国交通ネットワーク構築による人流・物流活性化

③総合的な経済安全保障の強化

- エネルギー、食料、医薬品・医療機器、半導体等の国内調達を拡充
- 米の高騰対策、「食料安全保障基礎支払（10aあたり15,000円+政策加算）」で農家の手取り増と食料自給率50%を実現
- 原子力発電所の稼働・リブレース・新增設や核融合等で安価で安定的な電力確保とエネルギー自給率50%を実現、高効率火力発電によるカーボンニュートラルの推進
- 新規の規制や法律を1つ導入するには古い規制や法律を2つ廃止する「2対1ルール（One in Two out）」で規制改革を推進

④災害対応を強化

- 南海トラフ地震や首都直下型地震等への防災・減災対策強化
- 「命の口座」登録で災害や感染症まん延時に申請不要で給付金を即振込



3 人づくりこそ、国づくり

①就職氷河期世代支援

- 年金最低保障機能強化、年金の遡及納付、親世代の介護問題支援、資産形成支援、行政主導による公務員・民間企業等の正規就労確保

②若者支援

- 学ぶ若者には奨学金債務減免（最大150万円、教員・自衛官等は全額免除）、働く若者（中卒、高卒、高専卒）には所得税減税

③子育て世代支援

- 年5兆円の「教育国債」発行で子育て・教育・科学技術予算を倍増
- 3歳からの義務教育化で待機児童ゼロ
- 給食費・教材費・修学旅行費等を含む高校までの教育費完全無償化
- 子育て・教育・障害児福祉・奨学金の所得制限撤廃、年少扶養控除復活

④全世代共通支援

- 「可処分時間確保法」の制定（育児、介護等と仕事の両立、リスキリング、休息、勤務間インターバル等の時間確保）
- 現役世代の負担抑制と質の高い医療・介護の両立、ダブルケアラー・ビジネスケアラー支援、空き家や公営住宅等の活用による安価な賃貸住宅提供
- 本人、家族が望む最期を支援する終末期医療（人生会議制度化等）



4 正直な政治をつらぬく

①政治資金抜本改革

- 裏金や「非公開かつ非課税のお金」を許さない。受け手規制、献金上限規制と徹底した透明化、政治資金規正法再改正、政治資金監視委員会による不断の監視

②令和の政治改革を断行

- 衆参の選挙制度改革、政党法制定、国会改革等「令和の政治改革」を断行
- インターネット投票導入、被選挙権年齢を18歳に引き下げ
- 大規模災害などの緊急事態に国会機能を維持するための憲法改正



給料・年金が 上がる経済を実現



1 消費・投資の拡大で

持続的な賃上げを実現する 『令和の所得倍増計画』

- 消費と投資を拡大する積極的な経済政策で、2035年名目GDP100兆円を実現する。
達成時には、税収120兆円（増税なき税収増）になり、債務残高の対GDP比率も大幅に改善。国の懐より国民の懐を豊かにする
- 「消費」拡大…減税、社会保険料の軽減、物価高対策により消費を喚起
- 「投資」拡大…半導体・蓄電池・AI・Web3.0等成長分野への投資減税、暗号資産への申告分離課税導入（最大55%↓20%に減税）
- 「賃金」倍増…介護職員、看護師、保育士等の給料、10年で倍増



2 年金が上がる

経済

- 年金額に連動する賃上げに全力（給料が上がれば年金も上がる）
- 最低保障機能強化で就職氷河期世代以降も安心の年金制度
- 第3号被保険者制度見直し、年金保険料給付期間延長による、年金の抜本改革



私たち国民民主党は、
「給料・年金が上がる経済」を
実現していきます。

日本の最大の課題は、長年、手取りが増えていないことです。

働くみなさんの努力で給料が上がっても、その分税金や社会保険料の負担が増え、物価高も重なり、使えるお金は増えないままです。

国民民主党は所得税や消費税の減税、社会保険料の軽減、ガソリンや電気代値下げなどでみなさんの手取りを増やします。手取りが増えることで消費が伸び、さらなる賃上げにつながり、年金も増えます。国民民主党は「国のふところ」ではなく、「国民のふところ」を豊かにします。



2



自分の国は
自分で守る



① 主権を守りぬく

● 防衛施設周辺以外も対象とした「外国人土地取得規制法」の制定、領海・国境・離島対策、スパイ活動防止対策強化

② 国際情勢への対応を強化

● 外国人旅行者への消費税免税制度の見直し、入国税（観光税）の課税拡大
● 米関税対策として自動車需要を喚起するための環境性能割の廃止を含む税制改革、線路・空路・航路・道路（高速道路定額制等）を含めた全国交通ネットワーク構築による人流・物流活性化



③ 総合的な経済安全保障の強化

● エネルギー、食料、医薬品・医療機器、半導体等の国内調達を拡充
● 米の高騰対策、「食料安全保障基礎支払（10aあたり15,000円＋政策加算）」で農家の手取り増と食料自給率50%を実現
● 原子力発電所の稼働・リプレース・新増設や核融合等で安価で安定的な電力確保とエネルギー自給率50%を実現、高効率火力発電によるカーボンニュートラルの推進
● 新規の規制や法律を1つ導入するには古い規制や法律を2つ廃止する「2対1ルール（One in Two out）」で規制改革を推進

④ 災害対応を強化

● 南海トラフ地震や首都直下型地震等への防災・減災対策強化
● 「命の口座」登録で災害や感染症まん延時に申請不要で給付金を即振込

私たちが国民民主党は、「自分の国は自分で守る」ことを政策の柱にしています。

主権を守りぬくため、外国人による土地取得やスパイ活動への対策を強化します。厳しさを増す安全保障環境に対応するため、防衛力を強化します。また、エネルギー、食料、医薬品、半導体など必要不可欠なものはできる限り国内でまかなう自給体制を強化します。食料、土地、海、情報、そして日本人を守り抜きます。



3 人づくりこそ、国づくり



① 就職氷河期世代支援

● 年金最低保障機能強化、年金の遡及納付、親世代の介護問題支援、資産形成支援、行政主導による公務員・民間企業等の正規就労確保

② 若者支援

● 学ぶ若者には奨学金債務減免（最大150万円、教員・自衛官等は全額免除）、働く若者（中卒、高卒、高専卒）には所得税減税

③ 子育て世代支援

● 年5兆円の「教育国債」発行で、子育て・教育・科学技術予算を倍増
● 3歳からの義務教育化で待機児童ゼロ
● 給食費・教材費・修学旅行費等を含む高校までの教育費完全無償化
● 子育て・教育・障害児福祉・奨学金の所得制限撤廃、年少扶養控除復活

④ 全世代共通

● 「可処分時間確保法」の制定（育児、介護等と仕事の両立、リスキリング、休息、勤務間インターバル等の時間確保）
● 現役世代の負担抑制と質の高い医療・介護の両立、ダブルケアラー・ビジネスケアラー支援、空き家や公営住宅等の活用による安価な賃貸住宅提供
● 本人、家族が望む最期を支援する終末期医療（人生会議制度等）



私たち国民民主党は、「人づくりこそ、国づくり」を掲げ、人を大切にする社会を目指しています。

資源のない日本において、国の未来は全て人にかかっています。だからこそ国民民主党は、年5兆円の「教育国債」を発行して教育・科学技術予算を倍増させ、人への投資を惜しみなく行うことを訴えています。子育てに関する経済的な不安を取り除き、「誰もが望めば結婚できる。子どもを持てる」そんな社会を取り戻さなければなりません。

また、就職氷河期世代に対しても、年金の最低保障機能の強化や資産形成支援、親世代の介護問題への対応など、雇用対策にとどまらない幅広い支援を行います。



4

正直な政治を つらぬく



① 政治資金 抜本改革

●裏金や「非公開かつ非課税のお金」を許さない。受け手規制、献金上限規制と徹底した透明化、政治資金規正法再改正、政治資金監視委員会による不断の監視



② 令和の政治改革 を断行

●衆参の選挙制度改革、政党法制定、国会改革等「令和の政治改革」を断行
●インターネット投票導入、被選挙権年齢を18歳に引き下げ
●大規模災害などの緊急事態に国会機能を維持するための憲法改正



政治資金の透明性は 民主主義の根幹です。

国民民主党は、裏金や「非公開かつ非課税」のお金を絶対に許しません。献金の受け手規制を導入するとともに、上限規制を徹底します。また、わが党の提案で設置が決まった「政治資金監視委員会」についても早急な具体化を図ります。政治資金の透明化を進め、政治への信頼を取り戻します。

また、被選挙権年齢の18歳への引き下げ、緊急事態に国会機能を維持するための憲法改正などにより、日本の民主主義をより包摂的で強靱なものとしていくことを目指します。



国民民主党が提唱する 政策の4本柱

政策各論



1「給料・年金が上がる経済」を 実現

今の日本には、「手取りを増やす」ための政策実現が必要です。2025年における春闘の賃金上昇率は、2年連続の5%台と大幅に伸び、中小企業での伸びも目立ちはじめました。他方、物価上昇率は2025年に入り3ヶ月連続で4%超を記録しています。賃金上昇の流れを止めることなく、1996年をピークに長期的に下がり続けている実質賃金を上昇に転じさせ、「令和の好循環」をつくり、日本経済を盛り上げ、10年後の2035年における名目GDP1000兆円実現をめざします。

政府が財政難を強調し、支出を絞り続けられ、医療等各分野や社会インフラの破綻、更なる消費停滞を引き起こす可能性があります。財政健全化目標を見直し、名目賃金上昇率が一定水準（物価上昇率+2%）相当の間5%に達するまで、積極財政等と金融緩和による「高圧経済」によって為替、物価を適切に安定させ、経済低迷の原因である賃金デフレから脱却します。それまでの間、増税や社会保険料アップ、給付削減等による家計負担増は行いません。「大規模、長期、計画的」な産業政策と、消費力を

高める「家計第一の経済政策」により、分厚い中間層を復活させます。トランプショックによる経済への影響を勘案し、内需の拡大、そのための減税政策、手取りを増やす政策を実現しなければなりません。また、2年連続の高水準の賃上げの流れが、地方や中小企業まで行き届き、誰もが手取りが増えた実感の持てる経済をつくります。

倍増
特に、公定価格が給料決定に影響を及ぼす介護職員、看護師、保育士等の方々については10年で地域の実情を勘案しつつ給料を2倍にすることともに、地域手当の見直しを行います。処遇改善加算等は対象者に直接給付します。現在対象とされていない介護従事者については対象にします。

1「令和の所得倍増計画」

「未来志向の積極財政」と金融緩和と消費や投資を拡大させるとともに適正に価格転嫁できる環境を整え、持続的に物価を上回る賃金アップを実現します。また、減税、社会保険料の軽減、ガソリン代・電気代値下げ等生活費の引き下げにより、「消費」を喚起します。

成長分野（AI、半導体、Web3.0、蓄電池、宇宙、ロボット、暗号資産、医薬品、介護・医療）への投資減税等を行い、「投資」を拡大し、日本経済を強くし、持続的な成長につなげます。

1「消費」の拡大

1介護職員、看護師、保育士等の給料

促進補助金を補強します。

4消費税減税等
現役世代の社会保険料を負担軽減（年齢ではなく負担能力に応じた原則2割の窓口負担、公費負担増、保険診療と自由診療範囲の見直し、第3号被保険者制度見直し、年金保険料納付期間延長等）します。物価が上がり景気が低迷するスタグフレーションに陥らないため、賃金上昇率が物価+2%に安定して達するまでの間、増税や社会保険料アップ、給付削減等による家計負担増は行わず、消費税減税（10%↓5%）を行います。

中小事業者、個人事業主及びフリーランス事業者の負担等を踏まえ、インボイス制度は廃止します。

5若者減税

若者減税（所得税・住民税を減免を導入し、働く若者をサポートします。2024年の日本の出生数は過去最少となりました。これは、前年比5.0%減であり、9年連続で過去最少を記録しています。結婚後に出産という意識がある我が国において、結婚・出産を後押しするため、初婚年齢が男性31歳、女性が29歳であることに鑑み、30歳までの経済的負担を軽減するための減税を行います。

6ガソリン減税等

ガソリン暫定税率の廃止によりガソリン・軽油価格を値下げします。また、クリーンエネルギー自動車購入

職業の違いによる税制の不公平の是正、確定申告の機会拡大の観点等から、給与所得控除等を見直しつつ、サラリーマンの諸手当の非課税対象拡大を行うとともに、自動車の任意保険料等について特定支出控除の対象とすることを検討します。

9賃上げ支援

サラリーマンやフリーランスの方が貯金や長期投資で資産形成できる所得水準を実現します。最低賃金を引き上げ、「全国どこでも時給1150円以上」を早期に実現します。中小企業支援の強化で最低賃金の大幅な引き上げを実現します。

中小零細企業の賃上げの原資のために賃上げ引当金の制度の創設を行います。

9政労使合意の締結

構造的な賃上げに加え、「生産性三原則の確認と周知強化」に向けた政労使合意の締結をめざします。「労働者側」は物価上昇分を含め、正当な賃上げ要求を行います。「使用者側」は賃上げ等を実現し、適正に価格に転嫁します。「政府側」は所得の継続的な上昇に向けて適切な政策を行います。賃上げ幅の開示を義務付けるとともに、都道府県政労使会議を継続的に開催します。

10賃上げ減税の拡充（詳細はP18 1の1の3）の4

税額控除額の引上げ等、賃上げ減税を拡充します。価格転嫁等の取引条

件改善企業等に減税します。

11年末調整制度の見直し

年末調整制度は事業者の事務負担が小さくありません。納税者の意識醸成のためにも、年末調整制度を見直し、全員確定申告制度導入も視野に検討を進めます。

（2）「投資」の拡大

長期低迷する日本経済を動かすため、「人への投資」、デジタル化、カーボン・ニュートラル対策、先端テクノロジーへの投資、インフラ整備、スタートアップ等、「未来への投資」を積極的に進めます。人口が減っても経済成長する「強い日本経済」をつくります。

「大規模、長期、計画的」な産業投資を行い、PDCAを回しつつ、生産性向上を実現します。「小規模、短期、場当たり的」だったこれまでの財政出動を転換します。

1「人への投資」（詳細は3「人づくりこそ、国づくり」）

2産業の成長に資する規制改革の推進
中長期的な技術革新や、産業の成長と競争力の向上を促すため、国の規制改革に関して、中小企業においても一層の効率化が促進されるよう、規制の影響の定量的な評価による見える化を進めます。

3第4次産業革命

世界で進行中の第4次産業革命（量子コンピュータ、IoT、ブロック

チェーン、ロボット、AI、ビッグデータ、自動運転等の多岐にわたる技術革新)については産官学・中小企業と大企業・国内外の企業家等異分野のプレーヤー同士を結び付ける手法(オープン・イノベーション)を積極的に活用し、日本発の「世界で戦える産業」を育成します。同時に国の研究開発のあり方を質・量ともに変革します。研究開発への補助金をさらに増やし、ITやIoT分野(特に、ソフトウェア、サイバーセキュリティ等)の予算を重点的に拡充します。また、交通事故の削減、高齢者等の移動支援や渋滞の解消等に資する自動運転の実現に向けて、完全自動運転(レベル5)を可能な限り早期に実現します。その実現に向け、道路の高度化の基準を作るとともに、交通ルールを変更・整備することにより、安全な交通社会の推進に取り組みます。あわせて、産業のグローバル競争力強化のための、国際標準化に向けた取り組みを国策と位置付け、推進します。

④カーボン・ニュートラルの促進

デジタル化、カーボン・ニュートラル(CO2排出量の収支実質ゼロ化)を長期的、計画的に促進するためグリーンイノベーション基金事業を見直し(DCN基金(仮称)を創設します。民間におけるデジタル、環境分野への投資を加速するため、取得額以

上の減価償却を認める「ハイパー償却税制」を導入するとともに、価格転嫁の促進を図ります。

カーボン・ニュートラルの実現に向けて、過度な負担により産業競争力を低下させることを避けつつ、あらゆる部門(エネルギー・製造・運輸・民生)における省エネ化や電化の促進をはじめとする技術革新と社会実装によるイノベーションを推進します。とりわけ、カーボンプライシングの実施にあたっては、円滑かつ適正な価格転嫁を確保することを通じ、広く社会で公平・公正な負担となるよう努めます。2033年度から発電事業者のみに課される有償オークション等を定めたGX推進法を不断に検証し必要な見直しを行います。また、非電力分野のうち自動車については、「自動車産業脱炭素化推進法」により、研究開発・実用化及び導入促進のための誘導政策を実施します。また、J-クレジットの有効活用を進めます。

⑤ディープフェイク規制法(仮称)の制定

国際的な連携のもと、技術革新と人権・民主主義のバランスを確保しつつ、AIで生成された偽の画像、映像、音声等のディープフェイク被害から国民を守る実効性ある法制度の早期整備をめざします。また、無断AI学習や見たくない広告が配信さ

れる課題について、表現の自由に抵触しない範囲において、受信や利用を拒否するオプトアウト権の検討等、データの自己監督権に関する議論を進めます。

⑥ソサエティ5.0の実現

物流や、医療、教育等社会生活のあらゆる分野に先端技術を実装させることで、誰もがウェルビーイングを実現できる人間中心の社会「ソサエティ5.0」を実現します。そのため、データ基本権の制定をはじめとしたデータ流通・利活用環境の整備や、サイバーセキュリティの強化を進めます。

⑦総合的な物流交通網整備

鉄道、内航、航空等の各モードへの移行や最適な利用を推進し、国が主導して持続可能な全国物流ネットワークを構築します。物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化、2024年問題等による労働力不足への対策や物流構造改革を推進します。

⑧暗号資産の投資環境整備

暗号資産を雑所得として総合課税するのではなく、申告分離課税(税率20%)とし、損失繰越控除(3年間)を適用する、②暗号資産同士の変換時は非課税とする、③レバレッジ倍率を2倍↓10倍に引き上げる、④暗号資産ETFの導入等、暗号資産に関する税制と規制を見直し国内の取引

環境を整えます。

(詳細はP28②の6の(1)の⑤)

⑨印紙税の廃止

印紙税は電子決済等の技術革新や社会のデジタル化に逆行する制度であり、廃止します。

⑩分散型エネルギー社会の構築(詳細はP25②の4の(3))

⑪新幹線網の整備促進

整備新幹線の着実な整備と基本計画路線整備及びフル規格での整備を見据え、具体的対応を推進します。リニア中央新幹線については、地元の合意を得るとともに自然環境への影響等課題に取り組み、早期整備を図ります。

⑫高速道路網の整備促進と料金改定

高速道路料金について、補修費や建設費も考慮に入れながら、償還期間や金利を実態に合わせて見直すこと等により、上限設定(定額制)等新たな料金体系を検討します。また、スマートインターチェンジ等の簡易な出口を多く設置し、利便性を向上させます。ETC2.0の利用促進による地域集客施設と連携した高速道路の有効利用を進めます。

⑬自動車の負担軽減

自動車重量税は廃止することを前提に、まずは「当分の間税率(いわゆる暫定税率)」を廃止し、自動車重量税の国分の本則税率の地方税化を進めます。環境性能割は、旧自動車取得税

の付け替えであることから廃止します。自動車税は、新車・既販車に関係なく、現在の営業・貨物・軽自動車の負担水準を基準とした税法系に改革します。ただし軽自動車が地方の重要な交通手段となっている現状に鑑み、十分な配慮のうえで検討を行います。ガソリンや軽油の本則税率に約50年間も上乗せされている「当分の間税率(いわゆる暫定税率)」を廃止し、国分の本則税率の地方税化を進めます。また、消費税との二重課税問題を解消します。

自動車が生必需品となっている地方のユーザーに大きな負担増となる、走行距離課税は導入しません。また、電動車普及の足かせとなるEV、FCVに対する税収確保ありきの増税は行わず、カーボン・ニュートラル実現に向け、国産の電動車普及促進を継続的に実施します。

⑭自動車盗難対策

自動車等を中心とした窃盗についての対策の実施と早期の被害回復を図るため、「自動車盗難対策法案」の成立をめざします。併せて、「組織犯罪厳罰化法」を制定することで、組織的な犯罪の厳罰化や、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度(日本版司法取引)の対象拡大を行います。

⑮交通安全対策

自動車等の死亡事故から尊い命を守

るために、技術開発を支援するとともに、歩車分離信号、横断歩道等の整備等インフラ面の整備を推進します。また、子どもや妊婦をはじめ、あらゆる層に向けてシートベルトの正しい装着方法の周知や啓発活動を推進します。

⑯自動運転

完全自動運転の巡回バス・乗用車、船舶を実用化し、地域公共交通システムを構築するスタートアップ企業を優遇します。

地方における移動手段の確保をはじめ交通事故の削減、高齢者等の移動支援や渋滞の解消等に資する完全自動運転(レベル5)を早期に実現します。その実現に向けた技術開発や道路の高度化に投資し、安全な交通社会の推進に取り組みます。

⑰知的財産戦略の推進

特許や著作権等、知的財産を守り積極的に活用するため、国際的な知的財産戦略を推進します。また、國酒をはじめとする日本の食文化やアニメや漫画、デザイン等のコンテンツ(クールジャパン)を海外に積極的に展開し、ソフト分野でも稼ぎ、雇用を増やす産業構造をつくります。

(3)「中小企業・非正規賃上げ応援10策」
「中小企業・非正規の賃上げ原資を確保する」

⑱社会保険料負担軽減

中小・中堅企業に、新規正規雇用の増

加に係る社会保険料事業主負担の半分相当を助成し、正規雇用を促進するとともに、低所得者等の社会保険料負担を軽減します。

②消費税減税・インボイス廃止(詳細はP16①の1の(1)の④)

③ガソリン代・電気代・ガス代値下げ(詳細はP16①の1の(1)の⑥)

④賃上げ減税拡充

賃金を上げた場合、法人税の減税だけでなく法人事業税、固定資産税や消費税の減税で支援します。中小企業の継続と発展を支えるため、人材確保や事業承継を支援するとともに、下請法の適用拡大等下請け保護制度を強化します。技術伝承の支援を行いながら、事業承継税制の恒久化及び納税免除措置の創設を行います。少額減価償却資産特例の上限額を引き上げます。また、民法の債権法を是正し、事業向け融資に関する第三者保証を禁止します。賃上げ幅の開示の義務付けを行います。都道府県政労使会議を継続的に開催します。

⑤医療・介護・保育従事者等の賃上げ(詳細はP15①の1の(1)の①)

「中小企業・非正規の賃上げを制度で支える」

⑥農林水産分野の支援拡充

農林水産分野の適正取引を推進し、農業者に対する食料安全保障基礎支払を実施します。(詳細はP22の②の3の(2)の①)

⑦適正な価格転嫁

不公正な取引慣行を改善します。公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の産業界への周知・浸透、厳格な履行、悪質事例・好事例の公表を行います。運送業に係る「標準的な運賃」を確保した荷主への税優遇を行います。

商品やサービスの価値に見合った価格で購入する経済活動への転換をめざし、賃金や原材料・エネルギーコストの上昇分を価格転嫁につながられる実効性ある取引環境の整備を行います。

無形知財を適正に評価する仕組み(下請けの利益を吸い上げない、マージン取得に制限を設ける仕組み)の導入等により、大企業が資源価格高騰、人件費上昇の負担を中小企業に強いことがないようにします。人材選別が厳しすぎるために、高い有効求人倍率が雇用促進につながらない構造を是正します。

⑧下請法、フリーランス新法及び独占禁止法の実効性強化

下請法の適用拡大(資本金3億円以下から1千万円超)を行います。下請法・独禁法の罰則、優越的地位濫用の課徴金強化、公正取引委員会等の取締強化、不適切事例公表・改善を行います。

適正な価格転嫁を支援するとともに

加えて、2024年に施行されたフリーランス新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等)に関する法律に基づき、フリーランスや個人事業主を含む取引全体の公正性を確保します。フリーランス新法の趣旨を踏まえ、発注側による報酬の遅延・不払い、契約内容の不明確化、ハラスメント等の不当な取引慣行の是正を徹底し、下請法と同様に公正取引委員会等による監視・指導体制を強化します。

⑨ **人手不足対策・育成支援**
資格取得等（大型一種、二種免許等）
につながる教育訓練給付の更なる拡
充、企業内の人材育成を図る若手・
中堅の教育プログラム作成、社会人
が仕事と学びを繰り返しながらキャ
リアを形成するリカレント教育、リ
スキリング等への支援を行います。

「年収の壁」の解消に向け、本質的な課題（働き方に中立的な社会保障制度への転換を踏まえた第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直し

自分の国は自分で守ります。新たな感染症、気候変動や南海トラフ地震等による自然災害や食料危機、厳しさを増す国際環境等、様々な危機を「想定外」とすることなく、経済、エネルギー、食料、防衛等を含めた広義の安全保障政策に万全を期し、国民と国土を守り抜きます。国民生活や産業に必要な物資が過度な外国依存とならないよう、総合的経済安全保障法案」の成立をめざします。

(1)安心・安全な防災インフラの整備
毎年のように大規模な自然災害が発生し、多くの命が奪われていることから、「社会資本再生法(仮称)」を制定し、公共インフラの整備や防災の対策状況や半島防災、半島復旧・復興の課題を早期に点検し、円滑な維持管理、老朽インフラの計画的更新を進め、安全性・防災性と効率の向上を実現します。また、激甚化する自然災害に対する「災害3ミ対策」に早急に取り組みます。防災拠点となる施設のインフラ等の悉皆調査を国が関与し大規模計画的に行い、防災・減災に万全を期します。盛土規制法

多様化

「外為特会見直し法案」の成立をめざします。外貨準備資産の額がG7の他国の数倍規模となっている現状に鑑み、①外貨準備資産の額の適正な水準について検証を行うこと②適正な水準を超える額を有効に活用できるようにすること③資金の運用方法を多様化するとの方針に基づき外為特会のあり方を見直します。

2 年金が上がる経済

害発生への予防に努めます。

2025年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業債」を延長する等、特に地方の防災・減災対策をしつかりと継続的に支援します。

(2)防災に携わる人的インフラの整備
消防団等の既存組織との連携、非常
用電源設備や公衆無線LAN設置、
防災衛星電話設置等を進めます。防
災士等の防災人材育成に努め、国主
導で防災士の活用場面等のガイドラ
インを策定し、周知します。

(1) 給料が上がる経済
(詳細はP15①の1)
(2) 年金制度改革と経済財政推計を行う独立機関設置

世代間公平とともに最低保障機能を強化した新しい基礎年金制度への移行を検討し、現役世代、将来世代を支えます。持続可能で安心な年金制度を設計するためにも、経済財政の将来推計を客観的に行い、統計をチェックする「経済財政等将来推計委員会」を国会に設置します。モデル世帯前提の議論を止め、第3号被保険者や配偶者控除の見直しを進めます。また、個人単位を前提とした議論を行います。

所得再分配機能回復の観点から、金融所得課税の強化を行います。高所得者層は金融資産から所得を得ている割合が多く、所得税負担率は1億円超から急激に下がっています。一

防災アプリ等を活用してできるだけ正しい情報が提示されるようにすることで、災害時において SNS 上で発生するデマ情報への対策に取り組みます。過去の災害でも発生したインプレッション稼ぎのデマ情報に適切に対応できるよう取り組みます。

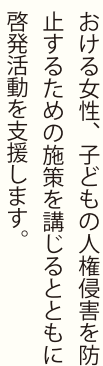
(4) 熱中症対策

公共施設、商業施設等の冷房設備を備えた「クーリングシェルター」の指定促進と周知、熱中症警戒アラートのわかりやすい発信と高齢者等への周知、学校内及び登下校や部活動等の熱中症予防対策

(5) 都市型災害ケースマネジメントの構築

(6) 災害対応の強化

(3) 低所得者の老後の資産形成を支援する「個人年金積立金拠出制度」の特例検討



(7) 未整備区間の解消とリダンダン
トな(冗長性のある)物流網の整備
大規模災害時に物流・人流がスムー
ズに行われ避難や被災地支援が迅速
に行われるよう、高規格道路のミツ
シングリンク(未整備区間)解消や高
速道路の二車線区間の解消、災害時
に高速道路の代替となるリダンダン
トな(冗長性のある)国道網の高規格
化を促進します。災害対応にあたり、
物流にとって必要となる地方の鉄道
路線については、リダンダンシー及
び安全保障上の観点からこれを維持
します。

老朽化配管が原因とされる道路陥没事故が日本全国で起きているように耐久年数超の配管の点検と更新は喫緊の課題です。南海トラフ地震等の被害も想定される中、耐久年数超の配管や未耐震化配管がある現状を踏まえ、早急に国の予算で上下水道管の点検と更新を含めた耐震化を進めます。漏水による無駄や耐震化設備での利用者負担を軽減することが可能となり、将来的な水道料金値上げも抑制できます。併せて、無電柱化を促進します。

(9) 国土柔軟化政策

温暖化による水害多発時代を踏まえ、ダム等の施設だけに頼らない、土地利用配慮や森林保全、避難態勢づくりを含む「流域治水」を国・自治体・企業・住民等が連携して進めると同時に、生物多様性を埋め込んだグリーンインフラを増やす国土柔軟化政策を進めます。

2 発災時の迅速な対応

(1)「命の口座」の新設とプッシュ型支援

新設する「命の口座」に登録することで、災害や感染症まん延時等の際、必要な手当や給付金が申請不要で迅速かつ自動的に振り込まれる「プッシュ型支援」を実現します。

(2)道路、河川、港湾、鉄道等の復旧
降雨のパターンが変化している中、道路や河川(水門インフラ等を含む)、港湾、鉄道等の復旧については、確実にこれを行い、被災時には単に元に戻す原形復旧を行うだけでなく、事前防災や再度災害防止の観点を入れたものとし、また、道路等について新たなミッシングリンク(寸断が生じることがないようにします。とりわけ、近年多発する河川の氾濫に対処するため、重点的に河床掘削や河道掘削しゅんせつを行います。また、鉄道等の復旧についても、公共交通の一翼を担っていることに鑑み、民間任せではなく、国の災害復旧事業としてしっかりと後押しをします。

りとは後押しをします。

(3) 安全な被災者生活空間の迅速な確保

大震災等発災時には、旅館・ホテル等の民間施設を借り上げた際の避難期間等を弾力的に運用します。インスタントハウスやみなし仮設住宅の十分な確保(広域での空き家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保)をより迅速に実施します。LPGガス等を活用した動力源の分散化も検討しつつ、避難所となる体育館の改善・修繕とエアコン設置を進めます。災害に便乗した犯罪行為に対する治安維持対策を強化します。

(4) 地域防災力の強化

地域防災や広報を担う消防団員、自主防災組織の処遇改善、防災資機材の整備を推進します。

(5) 災害復旧・復興支援税制の創設

被災地支援のボランティア活動を促進するため、自己負担分について税額控除を可能にします。また、近年、大きな災害が多発していることを踏まえ、生活再建をめざす被災者の税負担をできる限り減免するため、「災害損失控除」を創設します。

(6) 被災地の復興

復興の加速のため、「災害弔慰金支給法改正案」、「東日本大震災復興特区法改正案」、「土地等処分円滑化法案」、支援金の要件緩和や増額を行う「被災者生活再建支援法改正案」を成立させます。

東日本大震災、能登半島地震等のこれまでの災害復興支援を継続します。激甚災害の適用地域については自治体による復興費の軽減を行います。被災地のコミュニティ、産業等の復興を支援します。また、被災家屋の公費解体の手続きの簡素化と迅速な対応をめざします。

「科学技術への投資」を行い、東北発・国際的科学研究都市として世界をリードしていきます。次世代の科学技術・産業・雇用・地域振興の土台づくりとするため、国際リニアコライダー(ILC)の早期誘致をめざします。

(7) 東日本大震災からの復興・再生
福島復興・再生は今後も最重要課題であり、「復興と廃炉の両立」に向け、東京電力福島第一原子力発電所の着実な廃炉、風評被害対策、適切な賠償等を進めるため、あらゆる政策手段を投入します。こうした取り組みを通じて、被災地の復興と産業発展に向けて、東日本大震災によって残された多くの課題に全力で取り組みます。

3 「総合的な経済安全保障」の強化

食料、エネルギー、医薬品、医療機器、人材、文化等を含む「総合的な経済安全保障」政策を推進します。政府一体となった戦略を策定し、日本の課題解決に取り組みます。

(1) 国内調達の拡充

ついでには、TPP等の経済連携協定の効果を検証し、自由貿易の重要性を踏まえつつ、自動車や農業分野等、日本の国益を守ることを最優先に位置付け、主体的・戦略的な経済外交を推進します。

(4) セキュリティ・クリアランス

国民民主党がいち早く必要性を訴えていたセキュリティ・クリアランス制度は法改正され前進したが、運用面での課題は残っています。施行後の制度がより実効性のあるものとなるよう対象者の評価基準の見直し等、重要情報の漏えいの防止策をさらに強化します。

※セキュリティ・クリアランス制度：政府が保有する安全保障上重要な情報にアクセスできる者の信頼性を確認し、アクセスを認める制度。

(2) 国民全体で農山漁村を支える循環型社会の構築

農林水産業及び農山漁村は、食料や木材の供給のほか、美しい景観の形成、CO2の吸収による温暖化防止への貢献、地域社会の形成等多様な役割を担っており、その恩恵は国民全体が広く享受するものです。

一方で、担い手や農地の減少等の生産基盤の弱体化や、農山漁村人口そのものの減少により、食や地域の安全保障が脅かされているのが現状です。この理由は「手取りが少ない」からであり、真に豊かで持続的な分散型社会を再

食料・エネルギー・医薬品・半導体等の国内調達を拡充します。基本的な生活物資や諸物資のほか、レアメタル等の重要鉱物について海外依存をできる限り低減し、自立したサプライチェーン(供給網)によって富の海外流出を防ぎながら国と地方を守る「給料が上がる経済システム」を構築します。AIや次世代通信規格6G、ドローン、半導体や量子技術等は軍事転用可能な技術であることから、これらの技術の流出や、外国資本による技術保有企業(中小・中堅企業を含む)の買収を的確に把握、規制するため、必要な法整備を進めます。

(1) 国民の命と生活を守る医薬品や医療機器の安定供給確保

後発医薬品の安定供給を図るとともに、我が国における新薬創出を促進するため、中間薬価改定を廃止し、経済成長率を踏まえた新たな薬価改定ルールを策定します。そのため、中央社会保険医療協議会の構成を見直し、医薬品関連業種の代表者を加えます。

また、革新的新薬へのアクセス確保とドラッグ(デバイス)ラグ・ドラッグロス改善のため、欧米と比較して相対的に低い新薬収載時の価格算定方式を見直すとともに、特許期間中の価格を維持する制度へと見直します。さらに、市場拡大再算定制度については、新たなエビデンスや使用実

構築するためには、農林水産業の分野でも手取りを増やす政策が必要です。

(1) 食料安全保障の確立

食料自給率50%を実現

■「食料安全保障基礎支払」の創設

世界的な食料危機や気候変動への対応を広義の安全保障として位置付けるとともに、国土、水源、自然環境の保全等、農業の公共的・環境的役割を重視した農政を展開します。

食料安全保障の強化のためには、国内の生産力を高める必要があり、「宮農継続可能な農業者の所得向上」が不可欠です。適正な価格形成に向けた環境整備を消費者の理解を得ながら進めるとともに、「食料安全保障基礎支払」(稲作：150000円/10a、畑作・果樹等：100000円/10a、含洪水防止機能加算)を創設するほか、中山間地域等直接支払制度の拡充や、「多面的機能支払」(農業生産による外部経済効果に対する支払)の導入により、直接支払い制度を再構築します。

■主食である米と水田を守る

水田は、洪水や土砂崩れを防止する役割、生物多様性の保全のほか、連作障害が少ないといった特徴があります。日本では、昔から水田を開墾し、水路や農地の整備を進める等、先人の努力で優れた生産基盤を維持し続けてきました。日本の水田と水路は優れた生産装置であり残すべき財産

(2) イノベーション創出環境の整備

データベースを構築します。

優れた医薬品や医療機器を世界に先駆けて生み出すために、「社会課題(公的医療介護費、生産性損失)の解決につながるイノベーション」や「世界に先駆けて生み出されたイノベーション」、「医療の質の向上や医療の効率化に資するイノベーション」を積極的に評価します。また、世界をリードするイノベーションの多くがベンチャーやアカデミアから生み出されていることを踏まえ、世界中から投資、技術、人材を呼び込み、かつ多様な人材が力を発揮する雇用の場として機能する創業エコシステム・イノベーション拠点を構築します。

(3) 主体的・戦略的な経済外交

日本の「モノ」「サービス」を海外に広める取組を徹底して行います。特に鉄道や発電所、上下水道等、日本が誇るインフラ設備の輸出も官民共同で行い、日本の産業の振興と世界への貢献を両立させる取組を行います。

また、対日投資促進やインバウンド需要拡大をめざし、外国法人との対話力強化や多言語での情報発信強化等に取り組みます。自由貿易協定に

です。加えて、気候変動による異常気象下においては、稲作はほかの作物に比べて減収リスクが小さく、比較的安全生産が可能です。

この観点から、安易な畑地化を抑制し、水田面積の維持・確保を図り、主食用、加工用、米粉用、飼料用等、稲作を中心とした水田フル活用政策を、新たな水田政策とともに推進します。直接支払い制度の再構築と併せて主食用米の増産をはかり、需給と米価の安定を実現します。

■種子の確保

種子の確保は安全保障の基本です。種子の保存、新品種の育成について国が責任を持って取り組むための法律を作ります。

■農業を選ばれる職業へ

農業の担い手不足と高齢化の進展に歯止めをかけるには、農外(世代や経験を問わず、Ｕターン、Ｊターン、Ｊターン等多様な形態)からの新規参入を後押しするとともに兼業農家への支援を拡充する必要があります。現行の新規就農者支援対策を更に拡充し、直接支払制度に「青年農業者加算」を創設するほか、就農時の農地の利用や取得に対して、農地中間管理機構(農地バンク)における研修制度や相談体制を拡充します。

また、移住者や二拠点居住を対象に、譲渡所得の税制優遇や住宅ローン減税の拡充を行います。

■山を守る、育む

「伐つて、使つて、植える」ルールを徹底(間伐と主伐後の再造林の義務化と、伐採届け出の厳格化)します。

適切な森林管理に対する直接支払いの充実を図り、防災や水資源の確保の観点から森の保全に努めることも、林業従事者の安全を確保した労働安全環境を構築する施策を行います。

■花粉症対策

国民の約3割以上が罹患しているスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。

③豊かな海とともに守る

水産業を取り巻く環境は依然として厳しく、漁獲量の減少・海洋環境の変化・就業者の高齢化・担い手不足等が深刻です。一方で水産業の持続的な発展は、海洋国日本の安全保障上も、貴重なタンパク源としても、極めて重要です。再生のためには、漁業者の収益性の向上が不可欠であり、漁業経営の安定化、漁村の維持、競争力強化、養殖業の支援強化、漁業施設の整備・漁港機能増進等に取り組みます。また、水産業に携わる労働環境改善のため、必要な法改正を行います。

■漁業収入安定対策(共済と積み立てプラス)の法制化

資源管理を条件とした「漁業収入安

これまで国の支援対象から外されてきた兼業農家や「半農半X」※を多様な農業人材として位置付け、地域の実態を踏まえて国による支援の対象とします。

※半農半X：都市から農村に移住し、別の仕事をしながら農業を営む取り組み

■学校給食の無償化、国産化・食育活動の推進

小中学校の学校給食を早期に無償化します。

食材は農産物、水産物ともにできるだけ地産地消のものとし、併せて有機農産物の利用を推進、国産化・食育活動を推進します。遺伝子組み換え食品も学校給食では使いません。栄養教諭の配置等食育活動の推進を図ります。

■畜産・酪農業の振興

畜産は、人がそのままでは食料として利用できない牧草等が利用できること、飼料の生産、家畜への給与(給餌・堆肥の農地への還元という資源循環型産業であり、山間地や離島での草地利用や林間放牧による土地利用等、農村地域の維持・活性化に大きく貢献しています。

一方で、国の規模拡大路線により増頭・増産は進んだものの、大規模畜産農家ほど輸入配合飼料の依存度が高く、飼料価格高騰が経営を圧迫しています。

定対策」の法制化により、漁業経営の安定化を図るとともに、資源管理の実効性を上げます。資源管理の手法の1つであるTAC(漁獲可能量の設定)の対象魚種については、近年の海洋環境の変化を踏まえた資源評価をもとに、漁業者の実情に配慮します。

■持続可能な漁業へ

国際的な資源管理体制の構築に向け、公海上の水産資源管理も含め、日本がリーダーシップを発揮します。

また、魚の消費拡大に向けた消費者の嗜好にあった「食べやすい」良質な水産加工品の開発・普及、流通構造の見直し、内水面漁業への支援強化等により、多様な魚種を持つ日本の食文化の振興を図ります。加えて、MSC漁業認証(海のエコラベル)やASC養殖場認証等の認証制度の活用と認知度向上を図ります。

加えて、日本近海で度々発生する赤潮被害等に対する救済制度の拡充、その発生メカニズムの解明と被害防止に資する技術開発に取り組みます。

④消費者との信頼関係の構築

「食料安全保障基礎支払」をはじめとする直接支払制度の拡充等の施策は、消費者(納税者)の理解が不可欠です。理解促進に向け信頼関係の構築を図ります。

■表示制度の充実による生産過程の見える化

安全・安心な農産物・食品の提供体

経営規模と生産コストの関係をみても、必ずしも大規模化にメリットがあるわけではなく、むしろ国産飼料の利用割合が高いほど経営が安定する傾向にあることから、過度な増頭・増産路線に歯止めをかけ、地域の特性や気候を生かした適正規模での飼養を推進します。放牧は、飼養管理の省力化、離島や山間地での土地利用、動物福祉(アニマルウェルフェア)の観点、それぞれの面からメリットがあることから、需給バランスに留意をしつつ、推進を図ります。

さらに、動物福祉を考慮し、長命性を重視した品種の導入を行うとともに健康管理体制の強化を行います。

飼料自給率向上は、畜産経営の安定に必要な不可欠であり、耕畜連携の推進にもつながることから、更なる向上をめざします。とりわけ、濃厚飼料の自給率向上は喫緊の課題であり、政府が縮小しようとしている飼料用米について、支援の継続と更なる生産振興を図ります。

■家畜伝染病の阻止

アフリカ豚熱(豚コレラ)等家畜伝染病の海外からの流入を水際で徹底阻止するため、検疫探知犬の配置の充実、許可のない肉製品等の持ち込み者に対する上陸拒否等、検疫体制を強化します。

また、薬剤耐性菌予防の観点から動物用ワクチンの開発を推進し、まん

制を確立するため、原料原産地表示の対象を、原則として全ての加工食品に拡大するとともに、食品トレーサビリティの促進、食品添加物、遺伝子組み換え食品表示やアレルギー表示、ゲノム編集応用食品表示等、販売の多様化にあわせた表示内容、消費者目線の食品表示制度の実現を進めます。認可・認証基準について消費者サイドに立ち、厳格化します。

■機能性表示食品の安全性確保

機能性表示食品による健康被害について迅速な原因究明を行います。機能性表示食品における審査制度を見直し、安全性の確保を進めます。

■食品ロス削減への取り組み強化

商慣行(1/3ルール等)や、農産物規格の見直しにより、食品ロスの削減に取り組めます。

4カーボン・ニュートラルおよびエネルギー政策の推進

(1)地球温暖化対策

2050年カーボン・ニュートラル社会の実現や「パリ協定」の推進に向け、徹底した省エネルギーと、電源の低・脱炭素化や電化の推進、運輸部門における電動車の普及促進(インフラ整備を含む)、蓄電池やCO2フリーの水素・合成燃料(バイオジェット・e-fuel)等の開発・生産支援を行う等、革新的なイノベ

延防止対策のガイドライン整備に取り組めます。

■野菜・果樹、お茶、花き等の生産振興

野菜、果樹、お茶、花き等の生産基盤の強化を支援します。我が国における果樹やお茶、米は世界的にも優位性を発揮できる貴重な品目であり、その強みを活かした更なる輸出拡大が期待されます。一方で、高温障害等の気候変動の影響や生産者の高齢化等の様々な課題に直面しています。そこで、国内における消費喚起対策、担い手及び雇用労働力の確保、高度な技術や園地継承、食文化の振興を国として積極的に支援します。

花きにおいても同様に、コロナ禍以降減退する国内消費を喚起するとともに、国外における更なる国産花きのブランド戦略を図り、国内外における生産・加工・流通段階における支援を一層推進します。

②宝の山を未来につなぐ

■国産材でつくる持続可能な社会

戦後に造林した木材の多くが伐採期を迎えており、国産材の供給余力は増加している一方、未だ国産材利用率が低いのが現状です。

農業用ハウスや畜舎、木質サッシの推進を含め住宅、公共建築物等への木材利用を加速させ、森林資源の有効活用により持続可能で地球温暖化防止に寄与する林業に転換し、国内林業を活性化させます。

シヨンとその社会実装を通じた大幅なCO2削減をめざします。

(2)エネルギー安全保障

ロシアのウクライナ侵略や中東における紛争等により、我が国のエネルギー安全保障の確保が危惧される中、資源の少ない日本にとって、エネルギー自給率の向上等エネルギーを安全・安定・安価に確保することは極めて重要な課題です。現在、最終エネルギー消費の約5割を占める石油や天然ガスは国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源であり、安定供給の確保、価格変動への耐性強化、外交・戦略的価値等の観点から、燃料資源の探鉱、開発、生産といった上流権益を確保していきます。そのうえで、安定供給の要である火力発電の高効率化、低炭素化、炭素回収・貯留(CCS)を促進するとともに、原子力や再生可能エネルギー等他国依存度の低い電源を積極的に活用することで、電源のベストミックスを実現するとともに、水素・アンモニア・合成燃料の国内製造基盤と利用環境の戦略的整備を進め、将来的なエネルギー自給率50%を念頭にエネルギー安全保障の確保を図ります。また、電力システム改革は、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的に開始されましたが、電力需給ひっ迫や新電力の撤退・

倒産が相次ぐ等課題が顕在化しています。2016年4月に開始した電力小売り自由化は、いまだ規制料金が残されていることから、全面自由化が国民や経済・社会にとって真に有益な施策となっているか不断に検証し、安定供給や災害等への迅速な対応を念頭に置きつつ電力システム改革の必要な見直しを行います。

(3)分散型エネルギー社会

S+3Eを大前提に、共生・自立・分散型のエネルギーネットワークを構築し、他国依存度の低い電源再生可能エネルギーや小型モジュール炉(SMR)等を中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギー社会の構築をめざします。特に洋上風力、地熱の活用に注力するとともに、ジオエングニアリングに取り組めます。地熱・中小水力・バイオマス・太陽光・風力等の各地域資源の有効活用や電源立地地域への産業集積等を通じて地方の可能性を引き出します。再エネ賦課金が増大し国民に大きな負担となっていることから、再エネ賦課金制度のあり方を検証し必要な見直しを行います。2030年代には電源構成比で再エネ比率が40%以上となるよう自治体等の関係者の合意を得つつ着実な取り組みを進めます。蓄電技術の開発向上や資源の安定確保に取り組み、将来的には蓄電システムを併設した太陽

光発電システムによる電力コストを大幅に低減しうる自家消費型電源システムの普及促進を図ります。

(4)原子力政策

脱炭素化を求める世界的な流れが加速する中、原子力は発電時にCO2を排出しないという観点から、カーボン・ニュートラルに大きく寄与します。加えて、エネルギー価格高騰が叫ばれる昨今において、原子力は資源価格の影響を受けにくく、出力が安定的であるという観点から、エネルギー安全保障にも大きく寄与します。以上のことから、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全確保を最優先としつつ、原子力を我が国の電力供給基盤における重要な選択肢と位置付け、次の考え方に基づき原子力発電を最大限活用します。①運転期間は運転開始から原則40年としつつ、科学的・技術的根拠に基づく厳格な運転期間を適用する。②法令に基づく安全基準を満たしたうえで避難計画を作成し、地元同意を得た原子力発電所は早期に稼働させる。③エネルギー安定供給確保とカーボン・ニュートラル社会の実現に向けてあらゆる手段を確保・活用する。安全基準を満たした原子力発電所の早期再稼働に向けて、原子力に関する規制機関の審査体制の充実・強化や審査プロセスの合理化・効率化等

を図り、適合性審査の長期化を解消します。また、データセンターや半導体工場の新規建設による電力需要の大幅増加も見据え、将来にわたる電力の安定供給を実現する必要があることから、次世代軽水炉や小型モジュール炉(SMR)、高速炉、高温ガス炉、核融合炉、浮体式原子力発電等次世代革新炉の開発・建設(リブレイス・新増設を含む)の推進、使用済燃料の処理・処分に関する革新的技術の研究開発、新たな発電・送電・蓄電技術や核融合技術の研究開発等をファイナンス面での支援も含めて進めていきます。加えて、国際競争力の強化、国内サプライチェーンの確保、技術を支える人材の維持・向上を図ります。

また、放射性廃棄物の処理や使用済燃料の再処理、原子力施設の廃止措置等のバックエンド対策については、国の責任において着実な前進を図るとともに、使用済燃料の処理・処分に関する革新的技術の研究開発を進めます。

また、原子力発電所等原子力施設への武力攻撃を想定し、自衛隊による原子力施設の迅速な保護を可能とする法整備を行います。

5危機から国民と国土を守る

ロシアによるウクライナ侵略により

国際秩序が根底から覆される危機にさらされる中、中国の急速な軍備拡大、頻繁な領海侵犯、北朝鮮による我が国周辺への度重なるミサイル発射やロシアによる北方領土への新型ミサイル配備等、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。このような厳しい安全保障環境を踏まえつつ、「戦争を始めさせない抑止力」の強化と、「自衛のための打撃力(反撃力)」を保持します。激変する安全保障環境に対応するため、日米安保体制をさらに安定的に強固なものにしていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとつて不可欠です。

日本の外交・安全保障の基軸である日米同盟を堅持・強化しつつも、米国に過度に依存し過ぎている日本の防衛体制を見直し、「自分の国は自分で守る」ことを安全保障政策の基本に据え、必要な取り組みを行います。

(1)日米同盟

周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議(EDD)」を局長級以上に格上げするとともに、成果について国民に説明するよう求めます。

日米両国の信頼関係に基づき、平和安

全法制の見直しや地位協定の見直しに加えて、非対称的な双務性を定めた日米安全保障条約の将来像についても日米間で議論を行います。米軍、軍人、軍属、その家族に対する国内法の原則順守、日本側の米軍基地の管理権等について米国と協議します。利便性向上にもつながる横田、岩国空域及び管制権の返還を求めます。

辺野古の埋め立てについては、軟弱地盤の存在が明らかになったこともあり、期間や費用が当初より大きく膨らむことが懸念されています。普天間基地の代替機能を計画通り果たすことができるのか等日米間で十分に協議します。

(2)国内の防衛生産・技術基盤の強化

主要な防衛装備を自国生産できる製造基盤の強化や新規参入の促進、研究開発体制の強化や防衛産業の育成・強化を目的とした一定の利益率の確保等防衛産業の活性化に取り組むとともに、防衛産業が抱える様々なリスクを軽減・排除し、装備移転の促進等販路の拡大に取り組めます。

(3)日本の海を守る

日本の海を守る政策を推進します。尖閣諸島等国境離島とその周辺海域の警備・防衛体制を強化し、海洋国家日本の安全と資源確保のため、政府主導で海洋調査やインフラ整備を進め、実効性ある法整備と予算確保で海洋政策の停滞を打破します。中国の海洋進

出に対応し、米国・インド・アジア太平洋諸国と連携強化、共同監視体制を構築します。海上保安庁の装備・体制を強化するとともに、海上保安庁法に領海警備任務を明記し、自衛隊法の改正も進め、グレーゾーン事態対応を強化します。海上保安庁と自衛隊の連携を密にし、領海侵入には毅然と対応し、国際的な海洋秩序の維持に注力します。加えて、海洋環境の保全や持続可能な漁業を推進し、海洋人材の育成、造船業及び海運の振興を国策に取り込み、国民の生活と次世代のため豊かな海を引き継ぐべく、国益確保の柱として日本の海洋戦略を再構築します。

(4)能動的サイバー防衛

従来領域(陸、海、空)において不十分であった継戦能力の確保や抗堪性の強化を抜本的に見直し整備するほか、防衛技術の進歩、宇宙・サイバー・電磁波等の新たな領域に対処できるよう専守防衛に徹しつつ防衛力を強化するため、必要な防衛費を増額します。

サイバー安全保障を確保するために、我が国においても平時の段階からサイバー攻撃者の動向を探り、対処を行う能動的サイバー防衛(アクティブ・サイバー・ディフェンス)について、能力整備と実施体制の整備を行うとともに、「サイバー安全保障基本法(仮称)」を制定します。情報収集衛星を質・量ともにレベル

アップを図るとともに、イギリスのJ-1C※等を参考にしつつ、日本のインテリジェンス能力を高めます。安全保障上の観点から、公共インフラやカーナビ情報等の実情について調査し、所要の対策を講じます。

(5)スパイ防止法の制定

G7諸国と同等レベルの「スパイ防止法」を制定します。今の日本には、スパイ行為を包括的に処罰できる法律が整っていません。また、近年ではサイバー空間を含む新たな諜報活動が国際的に活発化しており、従来の法制度では対応困難な状況です。こうした現状を踏まえ、国家機密保護や安全保障体制の強化という観点から、サイバー空間を含めたスパイ行為全般を処罰対象とする、実効性の高い包括的な法整備を進めます。

(6)固有の領土

尖閣諸島をはじめ、我が国の領土・領海・領空を守り抜きます。我が国の固有の領土でありながら外国に不法占拠されている北方四島と竹島については、返還実現に向けて粘り強く交渉を続けるとともに国際社会における世論形成に努め、解決をめざします。関係各国と緊密に連携し、北朝鮮の完全な非核化、ミサイル放棄を実現するとともに、拉致問題の解決を図ります。

(7)ミサイル防衛の強化

ミサイル防衛体制を抜本的に見直し、あらゆる経空脅威に統合的に対応する統合防空ミサイル防衛(1AMD)能力を強化してまいります。この際、現在進めている「イージスシステム搭載艦」の有効性を検証・評価することにも、地上配備システムを含む包括的かつ最適なミサイル防衛体制の整備を地域住民の声を尊重したうえで、行います。それに加えて、多数の弾道ミサイル攻撃に対処するための弾薬の整備を進めるとともに、極超音速滑空兵器(HGV)等の高度化・多様化する経空脅威への対処能力の向上を図り、レーダーや国産の中距離地对空誘導弾(中SAM)の能力向上、滑空段階迎撃用誘導弾(GPR)の日米共同開発等を促進します。

(8)自衛官(予備自衛官を含む)が任務に専念できる環境の整備

自衛官(予備自衛官を含む)の処遇改善、勤務環境の改善に引き続き取り組めます。留守家族支援策の強化、退職自衛官の再就職支援の強化や若年定年退職者給付金の拡充を行います。女性自衛官が更に活躍することができよう、勤務環境の改善や子育て支援、育児後の職場復帰が円滑にできるような施策を講じます。また、知的基盤の強化を推進します。

(9)シエルトの整備

北朝鮮の弾道ミサイル発射や台湾有事に備え、自衛隊施設はもとより避難

施設等についてもシエルトー確保を進めます。また、想定される有事に対して効果的、効率的な避難訓練を実施します。

(10) 外国人土地取得規制・社会保障の運用適正化

我が国における土地の取得・利用・管理をめぐる最近の状況に鑑み、総合的な安全保障の確保を図るため、防衛施設周辺に限らない、全国的かつ網羅的な土地取得の調査と把握を行います。それを踏まえて、大正14年制定の外国人土地法の改正も選択肢に入れ、実効的な「外国人土地取得規制法案」の成立をめざし、不動産投資規制などにより我が国の国土を守ります。外国人の社会保険の加入実態等を調査し、運用の適正化等必要な対策を講じます。

(11) 人権外交の推進

「対話と協力と行動」という基本的な考え方に基づき、普遍的価値を共有している諸外国と連携した人権外交に取り組みます。人権侵害行為を理由に、加害者たる個人や団体に對し、資産凍結やビザ規制等の制裁を行う「人権侵害制裁法（日本版マグニツキー法）」と、サプライチェーンの透明化等により、日本企業をレピュテーションリスク（評判の毀損による企業価値の低下）から守るための「人権デューデリジェンス法」を制定します。

■リモート勤務者支援

リモート勤務者の地方在住に前向きな企業と、当該勤務者が在住する自治体を支援します。社員に占める遠隔地方勤務者の人数によって法人事業税等を減免するとともに、在住自治体には地方交付税算定上配慮します。

■人口密度に応じた法人事業税・法人住民税減免制度の創設

人口密度に応じた法人事業税・法人住民税減免制度を創設し、企業や事業所の地方移転を推進します。当該減免措置による減収分は地方交付税算定時に考慮し、地方財源を補償します。

■スタートアップ支援

スタートアップ支援のため、起業支援税制・融資制度の整備、起業家教育の推進に取り組みます。ひとり親が起業する際には子どもの預かり体制等迅速に働ける環境を確保できるような必要な支援を行います。

■暗号資産を活用したトークン・エコノミーの支援

Web3・0等非代替性トークン（NFT）を生かした経済を推進するため、法定通貨である円を電子通貨化するともに、地方自治体による、地域経済活性化に資する暗号資産「デジタル地域通貨（仮称）」の発行を推進します。

■公共交通政策

公共交通は、地域住民の自立した日常生活の確保、地域間の交流の促進、

ロシアへの制裁措置への導入・拡充に関しては、G7を中心とする各国と連携し、IMF等多国間金融機関からの融資防止やロシアへの新規投資禁止等の措置を講じるほか、必要な外交努力を行います。

また、ODAのインフラ偏重を是正し、医療、教育、貧困対策等の民生部門を重視します。

(12) グローバルサウスとの連携強化

「自由で公正な貿易秩序」と経済安全保障の両立に向け、ルールベースの国際貿易秩序の再構築、有志国との信頼できるサプライチェーンの構築、グローバルサウスとの連携を強化します。多くが自国優先主義に傾きがちな今だからこそ、日本が新たな国際秩序構築に顕著なる貢献をしていきます。

(13) 感染症対策強化

感染症法に基づき、感染力と罹患した場合の重篤性等の観点から危険性が高い感染症については医療機関の受け皿を拡大し、症状等に応じた役割分担と連携を強化して、医療崩壊の閾値そのものを上げます。次なるパンデミック等、有事を見据えた治療薬やワクチンの開発・生産体制を強化するとともに、パンデミック時の役割分担と連携に係る医療体制のあり方を整理したうえで、必要な法整備を含め、感染症に強い国づくりを推進します。平時の病床数に加

え、感染症緊急時に対応できる病床にゆとりが持てるように診療報酬、介護報酬を改めます。医師・薬剤師・獣医師・保健師等の人材確保等保健所の機能強化に努めます。

6 地域活性化

(1) 新しい地方分権

地方自治体への権限・財源移譲を推進し、地方間の財政調整機能を強化し地域が自主性・独自性を発揮して切磋琢磨できる環境を整え、日本全体の底上げを図ります。地方創生臨時交付金を増額し、一括交付金を復活させます。国と自治体の歳入比率「5・5」を実現します。歳入比率「6・4」歳出比率「4・6」の矛盾を改善します。

住民自治を基礎とした「持続可能で活力ある地域社会の実現」のために、労働者協同組合法が円滑に施行され、広範に活用されるべく、全ての地方自治体における「協同労働」推進のためのプラットフォームづくり等に取り組みます。

DX格差の是正と持続可能な地域・産業社会の実現をめざします。

■企業版ふるさと納税の見直し

企業版ふるさと納税による地方創生事業について、企業による寄付によって公平性に疑義が抱かれないように透明性を確保します。また、ふるさと納税全体が本来の制度趣

旨に沿った運用となるように取り組みます。

■大都市圏への人口集中の是正

■「移住促進・U・I・Jターン促進税制」の創設

「移住促進・U・I・Jターン促進税制」を創設します。特に、持続可能で活力ある地域社会の実現のため、「里帰り減税（控除）」を実施し、東京圏からの転出により出身の市町村等に定住する場合、繰越控除を含む所得税・住民税の大幅な減免を行います。これにより、防災・減災の観点も踏まえ、都市の機能分散を推進します。

■地方中小企業と就職希望者をつなぐマッチングシステムの創設

U・I・Jターン希望者や女性・高齢者等を地方中小企業等につなぐマッチングシステムを創設します。また、滞在型施設のある市民農園（クラインガルテン）や他地域就学の促進による関係人口の創出に取り組みます。

■地方都市シャッター街の利活用

地方都市シャッター街の利活用を進めます。地方都市シャッター街物件をスタートアップやリモートワークで利活用できる税制・マッチングシステム等を創設します。

■歴史的景観の保全

街づくりについては、歴史的建造物や景観の保持と調和する街づくりを行います。

関連市場も含めて大きな経済波及効果があるeスポーツの振興や世界大会誘致等による地域活性化を推進します。

■地域文化の保護

地域の伝統文化である民俗芸能を保護するため、人材育成や用具の維持に対して支援を拡充し、地域の誇る文化を維持します。また地域文化の奉納場所（寺社等）の環境を整備します。

■地域における文化・歴史の継承、振興

地域における交響楽団、合唱団等の音楽や演劇鑑賞、美術や博物、歴史的遺物等の保護、展示等を通じて地域の歴史・文化の継承・発展を図るとともに、子どもたちのまっすぐな成育に資する事業への支援を行います。歴史遺産の耐震化等防災対策を進めます。

■地方大学の連携

地域の指導者層を育成する地方国立大学と連携し、地域に潜在する資源を活用して外貨を獲得する産業・製品の創出を支援します。

■地方観光資源の活用

隠れた観光資源が地方の活性化につながるよう、広域でつなぐような観光商品の開発事業やそこに至る安全な交通路、観光施設等の整備を促進します。

■地方の総合経済対策

地方に対する交付金について、地域の事情に即し、適切な事業期間で効果的な施策を講じることができるよう、繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大等機動的な運用を図り、地方経済を後押しします。

■地方の産業育成

地方の産業を支える農林水産業、中小企業に対する支援を抜本的に改革強化します。また、地域特性の強みを活かした地域産業の更なる強化へ向け、人材育成や研究開発の支援を強化します。

■地方の事務手続きの負担軽減

薬剤師や管理栄養士等の資格申請に係る審査について都道府県經由事務を廃止する等、地方の事務手続きの負担を軽減するために、経由事務の見直しを行います。

(2) NPO等に対する支援拡充

「新しい公共」の理念のもと、就労・起業、空き家等の遊休資産活用等を支援し、地域社会の課題解決と雇用創出を担うNPO等の活動を支援します。また、「難病の子どもの資金支援法（仮称）」を制定し、特定の子どもへの寄付に対して認定NPO法人並みの税優遇措置を検討します。これらを通じて、発達障がい児・医療ケア児・身体障がい児の当事者やその家族を包括的に支援します。

(3) 郵政政策

2012年に成立した改正郵政民営化法に基づき、利用者の利便性を高めるとともに、郵政事業のユニバーサルサービスとしての役割を勘案し、郵便事業を確実に支える仕組みを検討します。特に、郵政事業に係る税制上の措置については、ほかの事業形態とのバランスも勘案しつつ、ユニバーサルサービス確保の観点から、更なる検討を進めます。

7 消費者を守る

(1)万引き犯罪防止対策の強化
万引きの抑止に向けて、実態の把握と対策の周知を行うとともに、被害届手続きの簡素化、罰金刑の厳格な運用や、監視装置（防犯カメラ）の設置支援等の必要な対策を講じます。

(2)循環型経済の確立

大量生産・大量消費・大量廃棄から脱し、循環型経済（サーキュラーエコノミー）へ対応した製品の製造や流通を促します。

(3)SDGsの推進

持続可能な世界を残すために、国際社会が2030年を目標として取り組む国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」を推進します。「人間の安全保障」の理念に基づき、気候変動対策、クリーンエネルギーの推進、人権の保護、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメント、包

摂的で公正な社会の構築等に取り組みます。

(4)動物愛護

人と動物が幸せに暮らす社会を実現するため、地域猫活動の認知と促進、犬猫の殺処分ゼロをめざします。アニマルウェルフェアの理念（5つの自由）に基づいた飼養管理の推進に取り組みます。動物福祉後進国の日本において、動物を飼養・管理する者の責務の強化、動物取扱業者の責任の強化、動物愛護管理法に基づく規制の厳守、自治体による監督・指導の実行力強化等に取り組めます。

(5)マイクロプラスチック対策

マイクロプラスチック問題の深刻化を踏まえ、国際的な取り組みを強化するとともに、生態系への影響を防止するための規制を導入します。ペットボトルやプラスチック等のリサイクル・回収制度普及を進めマイクロプラスチック対策を加速化させます。

(6)悪質寄付の規制

カルト宗教等への悪質な寄付勧誘を規制するため、「心理的支配利用罪新設法案」の成立をめざします。

(7)空き家対策を含む住宅政策・高齢者や子育て世帯の住まい確保
所有者不明土地の活用制度を拡充します。スタートアップ企業や地域貢献が期待できる事業用に活用できるように国の法制を整備します。

所有者不明土地問題、犯罪利用の防止を含め、空き家対策を強化します。

空き家の有効活用を図るとともに、空き家取り壊し等地域の住環境整備事業のための財源確保特別地方債を創設します。土地家屋調査士・行政書士・司法書士等の関連士業と行政による対策プラットフォームを法制化します。空き家解体への支援を図ります。

「中古住宅高付加価値化法（仮称）」を制定します。建物状況調査（インスペクション）の普及支援等既存住宅の資産価値が適切に評価される体制をつくる等不動産流通システムの透明化を進めることで、中古住宅の流通合理化・市場活性化を図ります。団地の世代循環、高齢者向け住宅の

3 「人づくり」こそ国づくり

「教育国債」の発行で、教育や科学技術等「人への投資」を倍増し、経済全体の生産性を向上させて日本の国際競争力を強化します。

幼稚園・保育園から高校までの教育完全無償化とともに、出産・子育て・教育にお金のかからない国を実現します。児童手当や奨学金等子育て・教育支援策から所得制限を撤廃するとともに、年少扶養控除を復活、高校生

供給拡大を進めます。既存住宅の断熱改修の促進を含む省エネ化、住宅バリアフリー化、耐震化を進めます。また、居住支援制度の充実や公営住宅の活用等により、高齢者や子育て世帯が安心安全な住まいを確保できるよう、住宅政策と福祉政策の連携強化を図ります。

(8)相続登記の申請義務化

相続手続きの申請義務の周知・相談体制の対応強化を図ります。



の親の扶養控除を堅持します。公的医療保険に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金制度を廃止します。

働く環境を守り、個々人の希望に応じて働き続けられるよう、働き方改革に取り組みとともに、就職氷河期世代が抱える様々な課題に寄り添った伴走支援を進めます。現役世代・次世代の負担の適正化と医療・介護提供体制の充実等を進め、人生

100年時代を支える持続可能な社会保障制度を構築します。

女性の多様な生き方や性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きていける社会をめざします。

1 教育国債の発行

「教育国債」で教育・科学技術予算を倍増し、「人づくり」を国の最重要政策として進めます（人への投資）。倍増戦略。特に、基礎研究振興のための大学運営費交付金を増額し、大学・大学院の研究費や人件費を倍増することで、技術の基礎となる研究力をつけ、新たな商品開発力・品質改善力でのイノベーションを支えます。

教育や人づくりに対する支出は、将来の成長や税収増につながる投資的経費です。財政法を改正して、これらの支出を公債発行対象経費とする「教育国債」を創設します。毎年5兆円発行し、教育・科学技術予算を年間10兆円規模に倍増させます。

2 教育無償化の実現

全ての子どもが人生の平等なスタートラインに立つため、0～2歳の幼児教育・保育無償化の所得制限を撤廃するとともに、義務教育を3歳からとし、高校までの教育や子育てにおけるあらゆる施策を完全無償化します。①0歳児の見

守り訪問無料（おむつ・ミルク定期便）、②18歳までの医療費無料、③小中学校給食無料（地産地消や有機食材を推進）、④公共施設入場料無料、⑤第1子からの保育料無料、⑥産後ケア無料、⑦乳幼児育児中の休息支援サービス（レスパイト）無料、⑧障がい児福祉無料、⑨妊婦健診（オプショナル検査）無料、⑩新生児スクリーニング検査無料、⑪学童保育・おやつ代無料、⑫教材費や修学旅行費等無料。

3 奨学金の拡充

(1)給付型奨学金の拡充
貸与型奨学金の所得制限を撤廃し、奨学金の原則無利子化と返済不要の給付型奨学金を中所得世帯に拡大します。卒業生の奨学金債務も減免します。

(2)奨学金返済免除

公的資金や教育国債を活用して奨学金徳政令をめざします。当面は、専修学校や高等専門学校、大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、既貸与者の奨学金については1人最大150万円まで免除するとともに、返済額を所得控除の対象とします。

さらに、人手不足が深刻な教職員や自衛官等に就業した場合は全額免除します。

また、卒業後就職した法人が奨学

金貸与者の返済を支援した際、返済支援額を法人税の控除の対象とします。

(3)仕送り控除制度創設

地方出身学生（進学のために単身、もしくは寮等で生活している学生で、いわゆる自宅生に比べて居住費等の負担が重い者）の仕送り負担軽減のため、年間の仕送り額を所得控除の対象とするような「仕送り控除」制度を創設します。地方出身学生の親の二重負担（学費＋仕送り）軽減は教育環境格差是正にもつながります。

4 教育・教職員環境の充実

(1)給特法の見直し

学校教員の長時間労働の是正等、働き方改革及び教職員等の増員に取り組むとともに、給特法（教職調整額を支給する代わりに、超勤手当を支給しないと定める法律）は、廃止を含め、見直します。

(2)教育DXの推進

教職員の働き方改革及び問題発見能力・課題解決能力の育成を主眼とした個別最適学習の実現に向けて、デジタルの力を最大限に駆使した教育現場のDXを積極的に推進します。

(3)通学時の子どもの安全確保

「児童通学安全確保法」を制定し、児童の通学中における安全の確保に関する基本指針等を定め、児童通学

交通安全区域における交通の規制や道路の整備等対策を進めます。国が責任を持つて体制を整備し、通学路等での子どもの安全を守ります。

(4)学校等の施設整備推進

大きな課題となっている学校施設の老朽化の対策に早急に取り組まします。全ての保育園・幼稚園・小中学校・高校へのエアコン設置（特別室・給食調理室・体育館含む）を国の補助によって実現します。

(5)学校スポーツの指導者確保及び財政支援
部活動の地域移行に関する費用等も勘案し、児童手当のさらなる拡充や教育・保育サービスを受けられるクーポン券の発行（パウチャー制度）を検討します。学校スポーツの地域化が困難な地方では児童・生徒への財政的支援策を講じます。地域スポーツクラブ等がほとんどない地方での学校スポーツの地域化のためには満18歳以上の学生を含む指導者（教員等）の確保等、負担軽減にも取り組み、財政面も含めた公的支援制度を構築します。学校の部活動や地域のクラブ活動への移行を踏まえ、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備の支援を行います。

(6)一部活動の地域移行の積極的推進に関する各施策
学校と地域及び地元企業や団体、大

学・専門学校等が協働・融合した形で、地域の活動の幅広い環境整備のための支援を行います。

⑦地域スポーツ振興の支援促進

あらゆる世代を対象に多数の地域住民にスポーツの恩恵を提供できる総合型地域スポーツクラブを基盤とした地域スポーツ体制を推進します。子どもの居場所づくりを含めたスポーツによる学童サービス、部活動の地域展開の受け皿、健康寿命を延ばす予防医療や生涯スポーツ等、世代や競技種目等を跨いだ包括的な地域スポーツ環境の整備や支援を積極的に進めます。また、スポーツを通じて平和外交に寄与します。

⑧不登校児童への教育の機会の保障

不登校児童への福祉・医療・家庭への経済的支援を省庁間の隔てなく、児童個々単位での適切な支援を強化します。そのために、子ども包括支援センターや小学校低学年から可能とする学校型不登校特別校の設置を推進します。また、規則正しい生活を送ることができ、子どもたちがすこやかに成長するため、自立支援学校の拡充をめざします。

5 出産・子育て支援策の拡充と所得制限撤廃

①児童手当の拡充・年少扶養控除の復活

日本の将来を支える子どもを等しく

性被害から守ります。

※日本版DBS法：幼稚園や小中学校等に就職希望者の性犯罪歴の確認を義務付ける法律

②子どもの死亡検証(チャイルドデスレビュー)の導入

医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して、亡くなった子どもの事例を検証し、予防策を導き出すことで、子どもの死亡を少しでも減らします。

③ヤングケアラー対策

「ヤングケアラー支援法」の施行状況を検証しつつ、育児や介護、障がいのある兄弟のケアや通訳等を日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)の実態調査を定期的に行い、効果的な支援の方法を調査研究するとともに、ヤングケアラーの子どもやその家族に対する福祉的・教育的な支援を行います。

7 人材育成の強化と職業訓練の拡充

①「求職者ベシック・インカム制度(仮称)」

雇用のセーフティネット機能を高めつつ、成長分野への人材移動と集積を進めるため、職業訓練と生活支援給付を組み合わせた求職者ベシック・インカム制度(仮称)を構築します。また、資格取得等(大型二種、

支援するため、親の年収にかかわらず、第一子、第二子の児童手当を18歳まで一律で月額1万5000円に拡充します。年少扶養控除を復活、高校生の親の扶養控除を堅持します。

②全ての障がい児福祉に係る所得制限撤廃

(詳細はP35の③の11の①)

③ひとり親家庭に係る所得制限撤廃
ひとり親家庭の養育費確保問題に取り組むとともに、児童扶養手当の水準を引き上げます。医療費等の所得制限等も撤廃します。

また、ひとり親家庭の生活の安定と向上に向け、副業・兼業者への労働時間・賃金の通算による社会保険等の適用に向け早急に取り組みます。

④多子家庭・多胎家庭への支援強化

多子家庭や多胎家庭は、育児や家計の負担が特に大きく、孤立しやすいリスクを抱えています。「安心・安全・安価・気楽」「使いたい時にすぐ使える」サービスの拡充を進めます。具体的には一時預かりや訪問型支援、移動支援、家事育児ヘルパーの充実、きょうだい児の支援等、多様なニーズに応じた支援を柔軟に届けられる体制を整備します。

⑤公的給付金への非課税

「公的給付金非課税措置法案」の成立をめざします。出産や子どもの養育、教育等の公的給付等については、給

付の効果が減殺されることがないよう所得税を課しません。

⑥男性の育児参画

男性を含め一定期間の育児休業機会の付与を事業主に義務化します。男女ともに育児中の賃金保障を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。父母が互いに育児を支え合う夫婦協同育児(コペアレンティング)と子育てシェア等を推進します。

また、「育児休業」を「育児参画」に改称し、職場での男性の休みづらさを解消します。

育児休業者の代替要員確保等の支援を拡充します。

⑦待機児童・待機児童の解消に向けた保育環境整備と人材確保

待機児童の解消のため保育施設と放課後児童クラブ充実に向け、保育及び学童保育に関わる職員の賃金を引き上げます。併せて休日保育・学童病児・病後児保育等多様な保育を充実させます。

⑧妊娠・出産に係る公費支援

不妊治療への公的支援やノンメディカルな卵子凍結(加齢により妊娠が困難になることに備え健康な若い女性が行う卵子凍結)についての助成をさらに拡充します。不妊治療に対する社会的認知を進めます。また、小児、若年性がん治療薬の妊孕性温存療法(精子・卵子保存)を保険適

用にします。出産における麻酔の利用について、安全な無痛分娩を受けられる体制整備を行います。

⑨日本型ネウボラの創設

保健師・医師等による妊娠時から高校卒業までの「伴走型支援」を制度化し、妊娠・出産、子育て期まで保健や子育ての支援が一体となった切れ目のないサポート体制(ネウボラ)を構築します。子育て世代包括支援センターにおける業務を拡充し、妊娠時から高校卒業まで担当の保健師・医師等に相談ができる体制と組織を構築します。

6 子どもの安全と福祉の確保

①児童虐待防止対策の強化

身体的虐待のみならず、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等、全ての虐待から子どもたちを守るための多機関連携と伴走施策を進めます。

まずは児童養護施設や一時保護所、児童相談所スタッフの増員とデジタル化、専門職の配置のほか、子どもたちを取り巻く環境の整備が必要です。被虐待児の心身のケアと学習支援、虐待加害者等への生活支援、里親制度の更なる充実も併せて推進します。また、新たに法整備された「日本版DBS法」※を着実に実行するとともに、民間事業者にも性犯罪歴の確認を義務付け、子どもたちを

備します。

④労働教育の推進

「フューチャー教育推進法」の策定等により、労働教育の推進を通じて、安心して働くことができる社会の実現をめざします。

⑤労働力不足の対策

一般的に3K(きつい、汚い、危険)といわれる仕事に従事している人の賃金を上げます。労働力不足が深刻な「運輸業・建設業」等の現業系職種の賃金を早期に増額し、当面は国による負担制度を構築します。

⑥育成就労支援

新たに始まる外国人労働者の育成就労制度については安価な労働力の確保策として悪用されないよう、厳格かつ適切な運用を求めます。また、育成就労制度と特定技能制度が一体的な運用となり、日本で働く外国人が特定技能制度2号になると家族帯同で永住できることから、来日する子どもや家族の日本語習得や日本の歴史・文化、制度等への教育、学校での学習機会の確保等、国が主体的な対策を講じていくよう取り組みます。

⑦食事手当の非課税限度額の引き上げ

労働者の健康維持・増進のため、企業による食事補助の充実に向けて、食事手当に関する非課税限度額を6000円程度に引き上げます。

(8) 病氣有給休暇の創設

病気の時のために年次有給休暇を残しておくという課題を解消し、年次有給休暇の取得を促進するために、年10日の病氣有給休暇付与を創設します。

(9) 労働災害防止対策

AI、IoT等の最新技術を活用して、労働災害を未然に防ぐための機器の開発・製造及びそれらを導入する企業への支援を積極的に展開します。安全人間工学を基礎とした安全管理技術の継承制度を創設します。採掘精製・製造等の現場及び職場等の安全衛生対策を目的とする設備投資や支出に対する税制優遇措置を設けます。

(10) ハラスメント対策

ILO190号条約の批准に向け、パワハラ・セクハラ・マタハラ・SOGIハラ等、職場におけるハラスメントを法律で禁止すること、また、保護の対象を雇用労働者以外にも拡大する法整備を進めます。労働者や取引先以外といった第三者からのカスタマーハラスメント対策に向け、行為者の規制に係る法律を制定します。

(11) 介護と仕事の両立支援（ビジネスケアラー対策）

介護休業の期間を延長したり、介護休暇を時間単位で取得できるようにする等、介護する家族の立場に

立つて、介護と仕事が両立できる環境を整えます。

(12) ダブルケアラー対策

晩婚化・晩産化といった背景から子育てと介護が重なるダブルケアに苦しむ人が増加しており、実態把握のための調査を政府に義務付け、支援に向けた施策を行うよう政府に求める「ダブルケアラー支援法」を制定し、ダブルケアラーの支援を推進します。

(13) 「可処分時間確保法」の制定

仕事の両立やリスクリングの時間を確保する等、ケアに携わる人の「可処分時間確保法」※を制定します。
※育児、介護等と仕事の両立、リスクリング、休息、勤務間インターバル等の時間確保

9 就職氷河期世代への伴走支援

就職氷河期世代が直面する課題を解決するため、下記政策を行います。

(1) 実態調査と政府施策の検証および将来推計

・氷河期世代の固定イメージ（男性×非正規）の払拭と、男女や地域、他世代との雇用形態、生涯賃金、体格差や傷つけられた自尊心及び精神疾患等についての調査研究
・単身高齢女性の貧困に関する調査

研究

・65歳雇用確保措置義務に関する調査研究

・氷河期世代の生活保護に至る推計（国民民主党が労働力調査を基に推計…約54万人）

(2) 就職氷河期世代を中心とする中高年層の年金・資産形成不安への対応

・基礎年金の底上げのための、国民年金等の「追納要件の緩和」や「給付き税額控除を前提とした最低保障年金制度の構築」
・米国「セイバーズマツチ（低所得者が確定拠出年金を行う際に半額を政府が拠出する制度）」を参考にしたiDeco（個人型確定拠出年金）特例の検討
・年金掛け金納付期間を20歳から65歳まで延長

(3) 就職氷河期世代に、履歴書と面接を入口としない採用を（民間企業採用促進）

・東京都が実施するソーシャルファーム（就労困難者支援）の全国展開
・就労拡大が必要な介護や農林水産、運輸、観光等の企業に対する社会保険料免除措置
・就職氷河期採用凍結による人材の世代不均衡を是正（公企業採用促進）
・会計年度任用職員の正規化や、教職員等を含む公務員採用の拡大

(5) 就職氷河期以降の世代の就労定着支援

・課題のアセスメントから医療、福祉への接続を含む就労定着支援事業を実施
・低金利融資や支援金による起業やフリーランス支援

(6) 就職氷河期世代の賃金プロファイルを可視化

・若年層に比べて著しく低い中高年層の賃金の伸びを可視化（人的資本情報開示「賃金プロファイル（労働者の年齢と賃金との組み合わせ）」を義務化）
・氷河期世代の賃上げを実施した中小企業等に対する税制優遇
・氷河期世代の賃上げを実施した大企業等に対するGPIF投資基準への反映
・退職金課税強化の阻止

(7) 就職氷河期世代のリカレント・リスクリングに生活支援で伴走

・シンガポールの「スキルズフューチャー（生涯職業能力開発プログラム）」を参考にした求職者支援制度の再構築
・求職者ベシック・インカムの導入（生活支援給付の強化）
・サバティカル休暇（一定の長期勤務者に対して付与される長期休暇制度）の推進

(8) 切実な就職氷河期世代の親・兄弟介護問題

る意識を高めるとともに、医療費適正化を進めます。

自身の健康状態の把握や疾病の早期発見、早期受診のために検査薬OTC化を推進します。

リフィル処方箋の普及をめざします。セルフメディケーション税制の普及に努めます。

(6) 中間年薬価改定の廃止

後発医薬品の安定供給を図るとともに、我が国における新薬創出を促進するため、中間年薬価改定を廃止し、経済成長率を踏まえた新たな薬価改定ルールを策定します。そのため、中央社会保険医療協議会の構成を見直し、医薬品関連業種の代表者を加えます。
② 予防医療・リハビリテーション
認知症予防やフレイル（加齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間状態になること）予防、リハビリテーションを充実させ、健康寿命を伸ばします。

(8) 医療提供体制の充実、医療の質と効率の改善

① 医療従事者の負担軽減と働き方改革
医療従事者の負担を軽減するため、不要な業務の削減につながる規制改革や、医師・看護師・薬剤師等が実施可能な行為や役割の見直しを進めるとともに、女性医療従事者の

・ビジネスケアラー及びダブルケアラー支援策の充実
(9) ハウジングファーストの住宅政策
・公営住宅の年齢要件撤廃やUR住宅の家賃減免
・基礎年金で入居可能な介護付き住宅の拡充
・家等の遺産相続の基礎控除額の引き上げ

(10) その他

・単身者の見守り支援の充実及び賃貸契約や入院等に係る身元保証制度の再考および看取りについての調査研究
・健康診断や診断項目の拡充とストレス関連疾患や生活習慣病の予防分野支援

10 現役世代・次世代の負担適正化と医療・介護の質の向上を両立させる社会保障制度の確立

自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の取組を拡充、強化します。公立・公的・民間を問わず、地域にふさわしいバランスのとれた医療・介護サービス提供体制を構築する「地域医療介護構想」を実現します。持続可能な社会保障制度を構築するために、能力に応じた負担、科学

(3) 科学的根拠に基づいた保険給付範囲の見直し

的根拠に基づいた保険給付範囲の見直し、医療・介護DXの推進を通して質の向上と効率化を図ります。
(1) 年齢ではなく能力に応じた負担
年齢ではなく負担能力に応じた窓口負担にします。健康寿命の伸長や高齢者のライフスタイルの多様化を踏まえ、後期高齢者の医療費の自己負担について原則を2割、現役並所得者を3割にします。また、「現役並所得」の判断基準について、従来の年金所得・就労所得に加え、金融所得、金融資産等の保有状況を反映させることで、世代間の支え合いに加え、世代内での支え合い機能と公平性を高めます。
高額療養費における70歳以上の自己負担限度額の上限と外来特例を見直します。
医療・介護・障害福祉等にかかる自己負担の合計額に上限を設ける総合合算制度を創設します。
(2) 高齢者医療制度への公費投入増
現役世代の社会保険料負担（天引き）の内、およそ半分を占める高齢者医療制度（後期高齢者拠出金、前期高齢者納付金）や次世代に対する支え合い分について、本来の制度趣旨を鑑み、現役世代だけではなくあらゆる世代が負担する公費投入を行います。

医学的知見、医療経済学的知見、（PHR）個人情報情報分析データ等、科学的根拠に基づいた保険給付範囲の見直しを行います。特に市販薬類似の医療用医薬品（いわゆるOTC類似薬）について公的医療保険の対象から見直します。
保険外併用療養費制度（評価療養、選定療養等）の弾力化を図ることで、難病や希少疾病患者等の治療の選択肢を増やすとともに、先進的な医療の導入を促進します。特定の患者の保険外療養に対する経済的支援や、先進医療に対する民間保険の活用を進めます。
(4) ヘルスリテラシー教育の推進
国民が正確な知識に基づき、正しい判断と行動がとれるよう、負担と給付に代表される社会保障の仕組み、がん・生活習慣病・認知症等の基本知識、薬物乱用等の不適切使用を抑止するための医薬品の基本知識、ワクチン・予防接種の基本知識等のヘルスリテラシーについて、平時からの教育や啓発の強化を進めます。
(5) セルフメディケーションの推進
安全で利便性の高いセルフメディケーションの普及のために、薬剤師の職能を活かす制度作りを進めます。
安全性が高く効果が確認されている医療用成分のスイッチOTC化を進めることで、国民の健康維持にかか

就業継続・再就職支援を行います。
また、勤務医の働き方改革を実現するため、コ・メディカル（病院薬剤師・特定看護師・看護師等）へのタスクシフト・タスクシェアを一層推進します。

②地域医療体制の見直しと機能強化
医師の地域偏在や診療科偏在の是正に資する診療報酬評価を行います。あわせて医療機関や病床の機能分化・連携・集約を進め、地域で必要な医療機能を提供する医療機関を支援します。さらに、かかりつけ医（日本版GP）、かかりつけ薬局（日本版CPCF）制度や、診療報酬の包括支払い制度、人頭払い制度の導入についても検討を進めます。そして、医療資源の圧迫を防ぐために救急車の適正利用を促します。薬剤師の職能活用、地域フォーミュラリー（医薬品の使用指針）の推進により医療の質と効率を改善します。

③医療DXの推進
オンライン診療の普及を推進し、医療空白地を含む地域における医療へのアクセスを改善します。また、標準型電子カルテや電子処方箋の普及の推進、「全国医療情報プラットフォーム」の整備を通じて医療情報の共有化を進め、医療と介護の連携強化や重複処方・重複検査の是正を図ります。併せて医療会計の自動化や時間短縮を実現します。

や保育現場でのスクリーニング体制の強化とともに、療育に携わる専門職（作業療法士、言語聴覚士、公認心理師等）の養成・配置を進めます。また、保護者が孤立しないよう地域に身近な相談・支援拠点を拡充し、誰もが必要な支援に早くたどりつける社会を実現します。

⑥インクルーシブ教育の推進
（詳細はP36の③の12の（4））

⑦NPO等による当事者支援の強化
（詳細はP29の③の6の（2））

（2）障がい者等への支援強化
①障がい者・難病患者が安心して暮らせる地域社会の実現

障がい者・難病患者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用をめざします。障がいの有無等にかかわらず、同じ場で共に学び、働く「インクルーシブ教育・雇用」を推進します。

②発達障がいへの理解促進と就労・社会参加の支援

大人の発達障がいへの社会全体での理解を促進するため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の更なる実施等、国による啓発活動・指導等の強化に取り組みます。さらに、既存の発想にとらわれない新たな社会参加・就労機会の場を確保します。

③就労支援施設における優先調達と

（9）終末期医療の見直し
本人が望む医療やケアを、家族や医療・ケアチームと考える「人生会議」を制度化したうえで、尊厳死の法制化等、終末期医療のあり方を見直し、本人や家族が望まない医療を控え、望む形の最期を迎えられるよう支援します。

（10）介護サービス・認知症対策の充実
介護サービスの質を確保し、いのちや暮らしの基盤を立て直すため、政府が引き下げた訪問介護の基本報酬を引き上げ、全ての介護職員の賃金を引き上げます。また、介護DXの推進による介護現場の効率化を図るとともに、かかりつけ医と訪問看護等医療と介護の連携推進、在宅サービスの充実、配食や見守り等の促進を行い、「地域包括ケアシステム」の取り組みを拡充、強化します。さらに、認知症予防事業や認知症患者の徘徊対策等を推進します。介護職員の質を担保するために介護福祉士の上位資格「地域包括ケア士（仮称）」を制度化し報酬に反映させるようにします。

（11）介護研修費用補助

介護職員の人材確保と職場への定着を図ることを目的として、介護職員研修（初任者研修・実務者研修・介護支援専門員実務研修）を修了した方に研修費用の一部を補助します。

工賃の適正化
障がい者支援のため、優先調達の促進（就労支援施設からの自主製品の優先調達）や適正な工賃の検討を行います。

④障がい者福祉における所得制限の撤廃

障がい者に関する公的支援全般について所得制限撤廃をめざします。

⑤手話言語法・情報コミュニケーション法の制定

視聴覚障がい者等の自己選択と自己決定が実現できる社会環境を整備するため、手話言語法、情報コミュニケーション法を制定します。

⑥重度障がい者の自立支援給付と孤立防止

障害者総合支援法に基づき、重度障がい者の日常生活および社会生活に関しては、訪問介護や同行支援、行動支援等について自立支援給付を受けられます。しかし、就労等の経済活動は給付の対象外となっており自立を妨げているとの指摘があることから、厚生労働省告示第523号を改め、重度障がい者の行動支援に、通勤、営業活動等の経済活動を支給対象とします。また、核家族化の中で、重度障がい者の高齢化と両親の高齢化に伴う孤立が課題となっており、対応する施設の整備や支援の充実で、安心して暮らせる居場所づくりに取り組みます。

（12）介護福祉士国家試験に母国語併記
外国人介護人材を受け入れていくにあたり、介護福祉士国家試験が日本語のため、合格率が低い状況にあり帰国してしまうケースが多いのが現状です。日本語に合わせた母国語を併記してもらい、資格の取得がしやすい環境を整備することにより、外国人介護人材が将来にわたり日本で活躍しやすい環境を整備します。

（13）ケアマネジャー更新研修の廃止、負担の軽減

現在、ケアマネジャー（介護支援専門員）業務に従事するためには5年毎に研修を受ける必要があります。研修内容は都道府県によりばらつきがあり、長時間の研修や研修費用等は受講者に大きな負担を強います。そのため、ケアマネジャーの更新研修を廃止します。また、現在の都道府県主体の体制を見直し、全国一律でケアマネジャーの質の確保を図ります。

11障がい児・障がい者への包括的支援の強化

（1）障がい児への支援強化

①障がい児福祉に係る所得制限の撤廃と手当の引き上げ

子育て・教育支援策全体の中でも、障がいのある子どもを育てる家庭の経済的負担を軽減することは喫緊の課題です。特別児童扶養手当・

⑦障がい者の投票機会確保と政治参加の保障
（詳細はP38の④の（6））

12ジェンダー後進国脱却、多様性社会実現

女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、教育、就職、賃金、経営、政治参加等、あらゆるライフステージと政策における男女格差をなくします。男女間賃金格差の是正、民間・公務の双方における女性労働者の非正規率の改善、採用活動におけるハラメント防止等に取り組みます。

（女性候補者の擁立目標や候補者支援策の詳細はP38の④の（6））
女性管理職比率向上のための研修導入等を推進します。これまでのジェンダー関連政策に関して検証を行い、地方自治体とも協力して課題解決に努めます。

（1）生理、更年期障害政策
経済的な背景のみならず情報や教育の乏しさ等による「生理の貧困」に対応するため、生理用品の無償配布を行うとともに、学校における「生理教育」※に関する情報共有に取り組みます。

※月経随伴症への対応や公立高校入試の追試対象であることの啓蒙、閉経や更年期障害に関する情報共有等

（2）選択的夫婦別姓制度

通所支援をはじめ、障がい児福祉に関する全ての公的給付における所得制限を撤廃することにも、特別児童扶養手当の支給水準も引き上げます。

②障がい児・医療的ケア児を含む多様な保育の充実

障がい児や医療的ケア児の保育を含め、多様なニーズに応じた保育環境の整備・支援を拡充します。

③障がい児の18歳の壁対策

特別支援学校の高等部を卒業すると、「放課後等デイサービス」の対象外となり、日中の居場所や活動の場が失われる、いわゆる「18歳の壁」が存在します。そのため、夕方の早い時間帯に帰宅せざるを得ず、保護者がフルタイムの就労を諦めたり、短時間勤務に切り替えたりするケースも少なくありません。卒業後も安心して過ごせる支援体制の構築を進めます。

④発達障がい児への適切な学びの保障

あらゆる子どもに学びの機会を保障するため、発達障がい児を含む全ての子どもが安心して学べる仕組みと環境の整備を進めます。

⑤発達障がい早期支援と専門人材の育成

発達障がい早期発見と適切な療育により、子どもの可能性を大きく広げることができます。乳幼児健診

選択的夫婦別姓制度を導入します。多様な家族のあり方を受け入れる社会をめざします。

婚外子差別となっている戸籍法の改正をめざします。法の狭間で苦しむ無戸籍・無国籍問題についても引き続き取り組みます。

（3）働く女性の健康サポート強化

若年期からの月経随伴症状や閉経前後の更年期における労働環境の整備に取り組みます。更年期症状や生理痛、不妊治療に対する理解促進に向けた研修や産業医の育成、休暇制度の導入を整備します。また、現行の生理休暇（労基法68条）を更年期症状や不妊治療等体調不良時に就業が著しく困難な場合にも利用できるものとし、取得が促進されるような名称に変更するとともに、取得した場合の所得補償を整備します。さらに、定期健康診断については性差を考慮した検査項目に見直します。また、フェムテックやメノテック（女性の健康課題をテクノロジで解決へと導く製品やサービス）の開発、導入を後押しします。

（4）インクルーシブ教育の推進

障がい、ヤングケアラー、不登校、引きこもり、外国ルーツ、性的マイノリティ等の全ての子どもが互いを理解し、共に学べる「インクルーシブ教育」の環境をつくり出す。

（5）差別的解消とプライバシー保護

ヘイトスピーチ対策法を發展させ、人種、民族、出身等を理由とした差別を禁止する法律を制定します。また、性的指向、ジェンダーアイデンティティの多様性について、全ての国民が自然に受け入れられる共生社会の実現をめざします。アウティング（同意なき暴露等）を禁止し、ネット社会におけるプライバシーを守るための法律を制定します。

⑥ 外国人との共生

外国人の受け入れは、その能力が十分に発揮され、日本国民との協働・共生が地域社会や生活の現場においても推進されることが大前提です。困難な状況となっている地方における人材の確保、多様な言語に対応したワンストップセンターの整備等、地方自治体等に対する支援を強化します。また外国人児童・生徒の言語支援を強化するとともに不就学・進学の問題に取り組めます。育成就労の制度化にあたり、人権が保護されるよう、労働者としての権利性を高めます。

⑦ 孤独・孤立対策

国による初の実態調査によって全世代の約4割が孤独であると回答し、中でも最も孤独感が高いのは20～29歳の若者で、失業者・男性単身者・公営住宅居住者も孤独感が高いことが判明しました。「生きる権利」を行使するために、無料のセーフティ

ネットの拡充を進め、相談しやすい体制の整備を図ります。

これまでの孤独・孤立対策や自殺対策（特に若年層や子どもの自殺）を検証します。メディアによる自殺報道に関しWHOガイドラインに即したルールを策定します。相談や支援につながる「タッチポイント」や地域における「つながる場」を増やすとともに、ボットも活用した24時間365日チャット相談体制を構築し、相談への応答率向上のための人材を育成します。孤独・孤立に対するリテラシー教育とステイグマ（偏見や差別、負のレッテル）対策を推進します。ソーシャルワーカーの養成を推進することや民生委員・児童委員の経済的負担を軽減すること等により、地域で相談や支援活動を行う人材として子ども若者民生委員、デジタル関連サポートを提供するデジタル民生委員制度を創設します。孤独な育児による産後うつを予防するための産後ケアや睡眠指導、レスパイト（休息）の推進と無償化を進めます。高齢者の孤独・孤立対策として、地域企業と連携した見守りサービスの構築やAIを搭載したコミュニケーションロボット等購入のための補助金制度を創設します。

⑧ ギャンブル依存症対策

急増するオンラインカジノ等を含むギャンブル依存症対策に取り組めます。

⑥ 若者と女性の政治参加推進

各級選挙に立候補できる年齢を18歳とするとともに、英国の若者議会の制度も参考にしつつ、若者が政治参画しやすい仕組みをつくりまします。インターネットを活用して、政策づくり、選挙運動の各場面でも多く国民が政治に参加している実感の持てる環境をつくりまします。また、ネット投票を可能にします。男女の候補者数をできる限り均等にするという目標のもと、党として、女性候補者比率35%目標を実現します。クオータ制の導入をめざします。

立候補から議会活動までを先輩議員等が伴走するメンター制度を導入するとともに、介護や育児の負担を軽減するため、ベビシッター代支援等

憲法

国民民主党は2020年12月に「憲法改正に向けた論点整理」を取りまとめました。

憲法が定める基本原理「人権尊重・国民主権・平和主義」をこれからも守り続けるために、引き続き、憲法の規範力を高めるための議論を進めます。人権分野では、憲法制定時には予測できなかった時代の変化に対応するため、人権保障のアップデートが必要

4 「正直な政治」を つらぬく

裏金や「非公開・非課税のお金」を許しません。「令和の政治改革」を断行し正直な政府をつくりまします。そのために政党法の制定や政治資金規正法の再改正、公文書の改ざん等に対する罰則の導入等必要な法改正を行います。

① 政治資金の透明化

政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、下記4点の政治資金改革を行います。①政治資金の透明性強化及びDX化、②違反した場合の議員の厳罰化及び政党交付金の減額・停止、③政治資金を監視するための第三者機関の創設④政党のガバナンスを強化するための政党法制定。国会議員J・Rパスの悪用を防止するため、写真付にするとともにICカード化します。

② 公文書改ざん厳罰化

公文書の改ざんや破棄、隠ぺいを行った公務員、不正を指示した政治家や関係者に対する罰則を導入します。行政文書管理状況を常時監視する独立公文書監視官の設置やブロックチェーン技術による改ざん防止システム等、公文書管理の抜本改革を行うとともに、情報公開を徹底し、国民の知る権利を保障します。

利保障等についても検討を進めます。統治分野は語数が少なく規律密度が低い、時の権力による恣意的な解釈・運用を許しやすいという問題があります。だからこそ、国民が求める大切なルールについては明文化し、憲法違反については裁判所による積極的な判断を可能にする仕組みを検討していきます。具体的には、首相の解散権の制限、臨時国会の召集期限の明文化、憲法裁判所の設置等の工夫が考えられます。

コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略で顕在化した憲法上の課題を解決する観点から、緊急時における政府の権限を統制するための緊急事態条項を創設し、いかなる場合であっても、立法府の機能を維持できるようにします。とりわけ、任期満了時に、①外国からの武力攻撃、②内乱・テロ、③大規模災害、④感染症の大規模まん延の緊急事態が発生し、選挙ができなくなった場合に、議員任期の特例延長を認める規定を創設します。

なお、憲法9条については、これまで9条が果たしてきた役割にも配慮しつつ、①自衛権の行使の範囲、②自衛隊の保持・統制に関するルール、③戦力不保持・交戦権の否認を規定した憲法9条2項との関係の3つの論点から具体的な議論を進めます。私たちはこれからも、護憲と改憲の二元論に停滞することなく、支援者

「行政監視院」を国会に設置し、行政監視機能を強化します。官房機密費については、使途を記録するとともに原則公開することを検討します。

③ 選挙制度改革

衆議院については、民意をより正確に議席数に反映させる観点から、比例復活のあり方を含め、これまでの政治改革を検証し、選挙制度を見直しまします。参議院については、人口減少時代において地方の声をより反映させるために、合区を解消します。あわせて、衆参両院の役割を見直す等、参議院改革協議会の議論を参考に、選挙制度を見直します。また、自由で公正な選挙を妨げる行為に対する規制の強化等公職選挙法の改正を行います。

④ 熟議のための国会改革

与野党が熟議し、多様な意見を反映した法案修正ができるよう、国会の審議のあり方を見直します。また、国会対応をする官僚の過酷な労働環境改善を図り、ブラック霞が関の解消に取り組まします。

⑤ 党の政策立案におけるAIの活用

政策立案過程でAIを積極的に活用し、広く国民の声を聞くことで、党の政策の精緻化につなげまします。

に限らず幅広い国民との憲法対話を続け、国会で建設的な憲法論議を進めていきます。

■皇位継承について

天皇陛下の退位を実現する特例法（平成29年）の成立にあたっては、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることはできない重要な問題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方のご事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を速やかに国会に報告すること」との附帯決議が付されました。

ここに表された重要な課題認識は、党派を超えた国会全体による重い意思表明です。皇室制度の根幹をなす皇位継承の問題を、「主権の存する日本国民の総意に基づく」憲法1条かたちで解決へと導くために、公党としての責任をもって検討を進めていきます。

なお、政府の皇位継承に関する有識者会議が令和3年12月にまとめた報告書における①女性皇族が婚姻後も皇室に残る、②旧宮家の男系男子が養子縁組等で皇籍復帰するという2案とともに、③皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とする案も採用し、皇族数の確保及び皇位継承者の確保を進めるべきです。